

令和3年第3回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和3年9月3日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 9月3日 午前10時15分開会
4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠
3番 上佳宏 4番 下中一平
5番 山本義史 6番 上滝義平
7番 野木康司 8番 中西利彦
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町長	中井章太	副町長	和田圭史
協働推進担当参事	北谷隆範	総務課長	戸毛祥博
政策戦略課長	小西修司	協働のまち推進課長	山本剛
町民税務課長	藤本和彦	町民税務課主幹	上久保諭
長寿福祉課長	吉村直樹	暮らし環境整備課長	森脇登志男
農林振興課長	中尾勇	産業観光課長	辻中哲也
教育次長	上林勝則	生涯学習課長	紙森智章

9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局長	坂本やよい	主査	中出敬子
----	-------	----	------

10. 議事日程

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議長の諸報告について
- 日程4 報第5号 令和2年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告について

日程 5	報第 6 号	地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告について
日程 6	承第 8 号	吉野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程 7	承第 9 号	吉野町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程 8	議第 32 号	吉野町税条例の一部を改正することについて
日程 9	議第 33 号	過疎地域自立促進特別措置法に係る町税の特別措置条例の全部を改正することについて
日程 10	議第 34 号	コミュニティセンターつぶろに係る指定管理者の指定について
日程 11	議第 35 号	令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 5 号について
日程 12	議第 36 号	令和 3 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について
日程 13	認第 1 号	令和 2 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程 14	認第 2 号	令和 2 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 15	認第 3 号	令和 2 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 16	認第 4 号	令和 2 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 17	認第 5 号	令和 2 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 18	認第 6 号	令和 2 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 19	認第 7 号	令和 2 年度吉野町水道事業特別会計の欠損金処理及び決算

の認定について

日程 20

要望等

日程 21

一般質問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野 木 議 長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回吉野町議会定例会を開会いたします。

本定例会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症に係る町の対処方針に従い、長時間の密閉空間を避けるため30分に1度を目安とし、適宜休憩をとり議場の換気を行います。会期中はマスク等の着用をお願いします。また、発言時には飛沫感染防止の観点から登壇しての発言以外は、自席にて着席のまま行っているいただきますようお願いをいたします。次に飲み物の持込み及び飲用については従来とおりとし、感染拡大防止に繋がる行動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

2番 辻内正誠議員、3番 上佳宏議員を指名いたします。

日程2 会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日より13日までの11日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より13日までの11日間に決定いたしました。開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中 井 町 長

開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

まずは、令和3年第3回吉野町議会定例会に全員ご出席賜り誠にありがとう

ございます。

本定例会への議案上程でございますけれども、報告案件が2件、専決承認が2件、条例改正が2件、補正予算（案）が2件、決算認定が7件でございます。慎重審議賜われますようよろしくお願いいたします。

さて、本定例会もコロナの感染拡大が止まらない中で、全国的に見ましても9月12日まで緊急事態そしてまた重点措置、33都道府県で発令された状況の中での開会となりました。特に若年層である20歳未満の感染者が急増しているということで9月1日から新学期が始まるわけですが、感染対策強化また検査体制の強化を図りながら学びの確保を継続したいということでございます。

町としましては、抗原検査キットを備蓄していた分をこども園から小中、そして教職員の方々に新学期が始まる前に配布をさせていただきました。昨日も学校のほうへまわらせていただきまして全員元気で来られているということでしたが、ただ安心はできません。改めて感染対策の意識を高めていただき、学びの確保をしていきたいという思いでございますので皆さん方にもご協力をよろしくお願いいたします。

そして、町民全体のワクチン接種の方も順調に進みまして3町合同の集団接種も一つの目途が立ちました。毎日NHKの方で接種の報道をしていただくわけでございますけれどもワクチン接種率、町民全体で見ても79%、2回接種を終了しております。ワクチンプロジェクトチームを立ち上げさせていただきました。職員が一丸となって、そしてまた町民の皆さん方のご協力、医師関係の皆さん方のご協力があつて町の部門でも1位をさせていただいております。まだまだ3回目等々の話もございます。引き続きまして気を引き締めて臨んで参りたいと思います。

この機会に行政報告をさせていただきます。

皆さん方にお手元に配付のとおりでございますけれども、主な報告だけさせていただきます。

8月2日月曜日でございます。吉野中学校の生徒5名が、近畿大会そしてまた全国大会に陸上とカヌーの部で出場するというところで表敬訪問いただきまし

た。本当にコロナ感染の続く中で、行動が制限される中で、5名の方が大会に出場するという事で、本当に勇気と言いますか一筋の光をいただいたところでございます。今後もまだまだ制限の中でございますけれども、子供たちのスポーツをする活動にも力を入れていきたいなというふうに思っております。

そして8月11日水曜日でございますけれども、東大阪市長（野田市長）でございますけれども、DMO連携に伴う意見交換ということで町内の視察に来ていただきました。東大阪はご存知のとおり「花園ラグビー」、このDMOはものづくりまたスポーツツーリズム、非常に熱心に力を入れておられます。吉野の木を活かした地域連携も含めて視察に来られましてこれから連携を図ってきたいなというふうに考えているところでございます。

そして17日火曜日、参議院議員の佐藤啓経済産業大臣、今政務官をしておりますけれどもコロナの感染状況を踏まえて町内の木材業また観光、いろいろなことで意見交換をしていただきました。

そして31日火曜日でございますけれども、これは令和13年度に国民スポーツ大会が奈良県で開催されるということで、競技種目の説明等々来ていただきました。まだまだ競技種目の準備においては進めていかなければならないところはたくさんあるんですけれども、令和13年度に向けて今は来年度ワールドマスターズということで、カヌーの大会をする予定でございますけれどもそういったことにも活かしていきたいなというふうに思っております。

そして、昨日9月2日吉野郡医師会理事会がございました。これは先ほど冒頭のあいさつでさせていただきましたけれども大淀町長、下市町長ともに3町合同で集団接種が一つの節目を終えたということで、医師会の方に出向きお礼を申し上げさせていただきました。以上が行政報告でございます。

改めまして、この9月の第3回定例会、補正予算でもコロナ交付金を活用した新たな事業また決算認定、来年度の予算編成にも繋がる重要な議会でございますので、議会の皆さん方には慎重審議賜りますようお願い申し上げ開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

野木議長

ありがとうございました。

日程3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第128条第1項ただし書きの規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。

日程4 報第5号「令和2年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。小西政策戦略課長。

小西政策
戦略課長

失礼いたします。

報第5号「令和2年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告」につきまして、お手元の方に配布させていただいております「令和3年第3回吉野町議会定例会議案説明資料」によりご報告申し上げます。

議案説明資料の1ページをお願い申し上げます。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、決算に基づく財政の健全化の比率と公営企業会計の資金不足比率につきまして、議会へご報告申し上げるものでございます。まず健全化に関する比率につきましては2段目でございます「令和2年度の指標」をご覧ください。

まず左の項目から、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございますが、こちらにつきましては赤字ではないため数値がなく横線を表示させていただいております。続きまして、1項目右に移り実質公債比率でございますが、令和2年度の数値は8.1%となり前年度に比べまして0.8ポイントの減少、いわば改善となっております。次に1項目右に移り将来負担比率につきましては93.6%となり前年度に比べまして15.1ポイントの減少、いわば改善ということになっております。1段下の早期健全化判断比率につきましては、実質公債比率につきましては25%以上、1項目右の将来負担比率につきましては350%以上を超える場合はこの基準に該当するわけではございますが、8月6日に実施いた

きました決算審査における令和2年度決算に基づく財政健全化審査におきまして、両項目ともこの数値を下回り概ね適正であるとの意見を賜ったことをご報告申し上げます。

続きまして、公営企業会計の資金不足比率につきましてでございます。資金収支不足につきましては、水道事業、下水道事業、農業集落排水事業ともに資金収支不足がなかったためこちらも数値がないということで横線の表示をさせていただいております。

以上、令和2年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告とさせていただきます。

野木議長

質疑を求めます。

辻内議員。

辻内議員

将来負担比率についてご質問いたします。

先ほど小西課長の方から令和元年度が「108.7」、令和2年度が「93.6」ということで良化という説明がございましたが、将来負担比率は町のいわゆる簡単に言えば将来の抱えている借金を町の標準財政規模で割ったものでございます。そこで質問でございます。

この良化は、この令和2年度に借金が減った、つまり分子が小さくなったために起こったものか、もしくは分母が大きくなって良くなった、分母が大きくなった場合は正直申しまして私は良くなったように見えるという表現を使いたいのですがどういう計算でなったのかお教え願います。

野木議長

小西政策戦略課長。

小西政策
戦略課長

今回、改善に至った数値のところの部分でのお話かなというふうに思われます。この部分につきましては改善に至った理由といたしまして、交付税におきまして、その交付税に算入される償還額の項目が増えましたので、その部分について実際上の部分の返済する額が減ったというふうなところでございますの

でいわば分子が減ったというふうな形のものでとらえていただいた方がよろしいかと思われま。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 はい、わかりました。また委員会の方でもまたお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

(「ありがとうございます」 の声あり)

野木議長 他に質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程5 報第6号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。上林教育次長。

上林教育次長 それでは、報第6号についてご説明をさせていただきます。
提出議案等説明資料の2ページをご覧いただきたいと思。

報第6号専決処分の報告についてでございます。

1. 根拠法令につきましては、地方自治法第180条第1項「専決処分」同条第2項「議会報告」となっております。

2番でございます。専決処分の概要でございます。専決処分事項といたしまして、「吉野町小中一貫教育校新校舎等建設工事（令和2年9月14日議決）の工事変更請負契約の締結について」、専決処分年月日「令和3年8月18日」でございます。

3、変更契約の概要でございます。契約名は「吉野町小中一貫教育校新校舎

等建設工事の工事変更請負契約」でございます。契約相手方「住所 吉野郡大淀町大字桧垣本 1589 番地 氏名 株式会社森下組 代表取締役社長 森下秀城」変更の内容でございます。

工期の竣工の部分でございます。

変更前は、「令和 3 年 10 月 31 日」でございました。変更後は、「令和 3 年 12 月 20 日」とさせていただきたいと思えます。

変更の理由でございます。

学校の南側歩道の整備工事の施工に伴いまして、工事の支障となります電柱・支線の早期の移設を依頼していますが、移設時期が 10 月下旬になるということから部分的に先行して施工が可能でございますが、排水設備工事また舗装工事については移設後ではないと施工ができませんので、工期の延長がありました。また、本体の新校舎の建築工事、これにつきましては順調に推移しておりまして、予定とおり 10 月 31 日までには完了の予定で進んでおります。以上報告となります。よろしくお願ひいたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程 6 承第 8 号「吉野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。戸毛総務課長。

戸 毛
総 務 課 長

それでは、承第 8 号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明をいたします。議案説明資料の 3 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

根拠法令については記載のとおりでございます。

専決処分の事項でございますが、吉野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例を今回一部改正させていただきました。専決処分日といたしまして令和3年8月2日でございます。

専決処分の理由といたしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正法が令和3年9月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を早急に改正する必要があるため専決処分とさせていただきます。

改正概要でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条におきまして、4号分が追加されたことに伴いまして改正前の第4号以降が繰り下げられたことに伴い、当該法律を引用している本条例の引用情報を正しいものとするものでございます。なお関係法令のところでございますが、地方公共団体の機関が条例で定めるところにより当該地方公共団体の他の機関にその事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するときということが引用条文でございます。

施行期日は令和3年9月1日でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件は、報告のとおり承認することに決しました。

日程 7 承第 9 号「吉野町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。藤本町民税務課長。

藤 本 町 民
税 務 課 長

承第 9 号「専決処分の承認を求めることについて」説明させていただきます。
議案説明資料の 4 ページをご覧ください。

根拠法令等につきましては、記載のとおりです。専決処分の概要ですが、専決処分事項「吉野町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分」です。専決処分年月日は、「令和 3 年 8 月 3 日」です。専決処分の理由等ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が、個人番号カードを発行する主体として、明確化されたため、本条例の一部を早急に改正する必要があったため専決処分いたしました。改正概要は、法改正に伴い個人番号の発行に係る手数料の徴収を地方公共団体情報システム機構が行うこととされたため、本条例の該当部分を削除いたしました。施行期日は令和 3 年 9 月 1 日です。

審議のほどよろしく願いいたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。

本件を報告のとおり承認することに、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件は報告のとおり承認することに決しました。

日程 8 議第 32 号「吉野町で条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局は朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。藤本町民税務課長。

藤 本 町 民
税 務 課 長

それでは議第 32 号「吉野町税条例の一部を改正することについて」説明させていただきます。

議案説明資料の 5 ページをご覧ください。

改正の主旨につきましては、今事務局の説明のあったとおりです。目的等ですが、関係法令の改正に伴う文言等の改正です。根拠法令等につきましては地方税法等の一部を改正する法律等です。

改正する条例の概要ですが、改正する条例は吉野町税条例です。改正概要は、①としまして個人住民関係は、医療費控除の特例の延長。2番として個人住民税関係、国外居住親族に係る扶養控除の見直しです。施行期日につきましては、1番目が令和4年1月1日、2番目が令和6年1月1日となっております。審議の程よろしくお願いいたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 9 議第 33 号「過疎地域自立促進特別措置法に係る町税の特別措置条例の全部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。藤本町民税務課長。

藤 本 町 民
税 務 課 長

議第 33 号「過疎地域自立促進特別措置法に係る町税の特別措置条例の全部改正することについて」説明させていただきます。

資料の 6 ページをご覧ください。

改正の主旨につきましては、今事務局の説明のあったとおりです。

目的等につきましては、当該条例は固定資産税の課税免除について規定しており、関係法令の失効、制定に伴い、条例の名称、目的、課税免除の対象要件等を改正いたします。

根拠法令等につきましては、過疎地域自立促進特別措置法等です。改正する概要ですが、まず改正する条例ですが過疎地域自立促進特別措置法に係る町税の特別措置条例です。

改正概要ですが、まず地域を町内全域とすることまた課税免除の対象業種に情報サービス等が追加されております。また課税免除の設備の規模の引き下げ。旧条例では、取得額の 2,700 万以上の設備が対象でしたが新条例では 500 万超えとなっております。

適用期間は令和 6 年 3 月 31 日までです。施行期日につきましては公布の日となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

本会議の会議中ですが、会議開始から間もなく 30 分を経過しようとしております。ここで新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、約 5 分間議場の換気のため休憩といたします。再開は 10 時 50 分からといたします。自席にて待機願います。

(午前 10 時 46 分 休憩)

(午前 10 時 50 分 再開)

再開いたします。

日程 10 議第 34 号「コミュニティセンターつぶろに係る指定管理者の指定について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。辻中産業観光課長。

辻 中 産 業
振 興 課 長

それでは、議第 34 号「コミュニティセンターつぶろに係る指定管理者の指定について」説明させていただきます。

議案等説明資料の 7 ページをご参照ください。

根拠法令等につきましては記載のとおりでございます。

指定管理の概要につきまして、施設の名称については「コミュニティセンターつぶろ」。施設の所在地につきましては「吉野町大字河原屋 468 番地」。指定管理者に指定するものにつきましては「住所 吉野町大字河原屋 455 番地」。氏名につきましては「津風呂湖自然を守る会 会長東喜彦」です。

選定委員会の開催の有無につきましては、継続ということもありましたので

「なし」でございます。指定の期間につきましては「令和3年10月1日から令和8年3月31日まで」ということでございます。業務の範囲につきましては、この施設の維持管理及び運営に関する業務、この施設の利用許可及び利用の制限に関する業務、この施設に係る利用料金の徴収に関する業務、バイオトイレの使用に係る維持管理に関する業務、その他、吉野町または指定管理者が必要と認める業務でございます。

管理の基準につきましては、別途協定書を締結いたしますのでそちらに記載しているとおりになります。以上、審議の方よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託することにいたします。

日程11 議第35号「令和3年度吉野町一般会計補正予算(案)第5号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小西政策
戦略課長

それでは議第35号「令和3年度吉野町一般会計補正予算(案)第5号について」ご説明申し上げます。

お手元、議案説明資料8ページ、9ページをお願い申し上げます。

予算につきましては、ただいま申し上げました本年度第5号一般会計補正予算(案)をご審議賜るものでございます。

歳入歳出の補正といたしまして、補正前の額64億375万7,000円に加えまして、3,473万1,009……、申し訳ございません。3,473万……。

(「3億や」 の声あり)

すみません。3億4,731万9,000円を増額お願いいたしまして、67億5,107万6,000円とお願いしたいものでございます。申し訳ありません。

地方債の補正といたしましては、起債の限度額の変更のものでございます。臨時財政対策債につきまして、6,042万6,000円を減額いたしまして、補正後の限度額につきまして、1億2,657万4,000円という形で変更をお願いするものでございます。

続いて、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

まずその前に、本資料の赤字（朱字）表示させていただいている部分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の関連事業及び予算であることをまずご報告申し上げます。

歳入でございます。10款「地方特例交付金」205万5,000円でございます。内容といたしましては、減収補填特例交付金でございます。

続きまして、11款「地方交付税」でございますが、3億3,205万5,000円、これは普通交付税でございます。15款「国庫支出金」6,144万1,000円でございますが、内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして、3,760万3,000円。地方創生テレワーク交付金といたしまして2,200万円。個人番号カード交付事務費補助金といたしまして183万8,000円でございます。

続きまして繰入金でございます。

繰入金は、1,219万4,000円をお願いするものでございます。

内容といたしまして、世界遺産・吉野ふるさとづくり基金繰入金といたしまして1,089万4,000円。町営住宅改修基金繰入金といたしまして80万円。森林環境整備促進基金繰入金といたしまして50万円をお願いするものでございます。

最後に町債でございますが、先ほど地方債のところでもご説明申し上げましたが、臨時財政対策債の減額といたしまして6,042万6,000円の減額というところで、歳入補正後の金額が、3億4,731万9,000円の歳入の補正の部分でございます。

対して歳出の補正につきましては9ページでございます。

総務費といたしまして3億1,561万7,000円でございます。内容といたしましては、財政調整基金への積み立てを1億8,000万円。その他目的基金といたしまして減債基金への積み立てを8,584万1,000円でございます。

続いて、サテライトオフィス誘致事業でございます。こちらにつきましては、町内に民設民営のサテライトオフィスの設置をしようというものでございまして、委託料補助金等を含めまして4,400万円をお願いするものでございます。

続いて、CATV運営事業でございますが、放送機器の購入ということで、老朽化しておりますCATV機器を新たに代替機として入れたいということで、393万8,000円をお願いするものでございます。

続きまして、住民基本台帳ネットワーク事業でございますが、こちらにつきましては会計年度任用職員それと備品購入費といたしましてマイナンバーカード用のプリンターの更新を合わせまして183万8,000円をお願いするものでございます。

続きまして、民生費234万円でございますが、こちらにつきましては介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、衛生費550万3,000円をお願いするものでございますが、こちらの部分につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種事業費の分でございますが令和2年度で補助をいただきましたワクチンの補助金について、精算に伴う返還金の部分でございます。

続きまして、農林水産業費といたしまして1,266万2,000円をお願いするものでございます。

内容といたしましては、林業総務事業にあげておりますがこちらにつきましては、ヘリコプターによる搬出ということで吉野材の魅力発信をするということ、現在ウッドショックでかなり木材需要が増えておるというところでございますが、それに伴う搬出コストがかなり高額になっておると、この時期にやることによってアフターコロナ後に吉野材という魅力を改めて知っていただくためまたそれに伴いまして山の保全というのが図れるということを含めましてヘリコプターの搬出補助金を750万円をお願いするものでございます。

続きまして、森林環境整備促進事業といたしまして、ヘリコプターの搬出についての調査をするものでございます。ただいまご説明を申し上げましたヘリコプターの搬出をどういう形でやるのが一番いいのかという話、今後どうやっていくのがいいのかということ調査するものとして50万円をお願いするものでございます。

続きまして、フォレスターアカデミーの支援事業348万2,000円でございますが、こちらの部分につきましては現在、フォレスターとして本年4月1日に開校をいただいておりますフォレスターアカデミーの生徒さん向けの賃貸住宅を民間民設で改修してお願いしようという形の補助金創設の部分でございます。こちらにつきましては金額が、事業費といたしましては最終的にこの金額は500万円でございますが、当初の予定しておりました金額、需用費また委託料減額いたすものでございますので今回の補正予算の金額といたしましては、348万2,000円でございます。

続きまして、漁業組合助成事業でございます。津風呂活性化事業の補助といたしまして118万円をお願いするものでございます。

続きまして、観光商工費でございます。

1,039万7,000円をお願いするものでございます。内容といたしましては新たな観光スタイル推進事業といたしまして、リモートワーカーの誘致を支援するために現在行っている部分を含めまして450万円追加で延長してお願いしたいというふうなものでございます。

続きまして、文化財保存事業でございますがこちらにつきましては、指定文化財の補助の修理について、まず指定文化財の保存に関して補助を出さしていただくための予算といたしまして301万2,000円をお願いするものでございます。

続きまして、歴史資料館管理運営事業といたしましてこちらは宮滝にある歴史資料館でございますが、感染対策用の備品等の購入ということで288万5,000円をお願いするものでございます。

最後になりましたが土木費80万円でございますが、こちらにつきましては施設付住宅の管理事業として、現在空いてます空き家の改修等をお願いするもの

として80万円をお願いするものでございます。

歳出合計合わせまして3億4,731万9,000円をお願いするものでございます。
以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程12 議第36号「令和3年度吉野町介護保険特別会計補正予算(案)第1号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。吉村長寿福祉課長。

吉村長寿
福祉課長

それでは、議第36号「令和3年度吉野町介護保険特別会計補正予算(案)第1号」を説明させていただきます。

議案等説明資料10ページをお開きください。

こちらにつきましては、保険勘定部分でございます。

1の補正予算の概要といたしまして、先ほど予算の名称といたしまして介護保険特別会計補正予算第1号でございます。

歳入歳出の補正につきまして、補正前の額12億6,110万円。補正額4,459万1,000円、補正後の歳入歳出予算額13億569万1,000円となります。

2の歳入の補正でございます。内訳といたしましては、「国庫支出金」補正額312万2,000円、内容につきましては介護給付費国庫負担金。現年度分が200万7,000円。現年度分調整交付金111万5,000円。

続きまして、「支払基金交付金」補正額 817 万 9,000 円。内訳といたしましては、介護給付費交付金、現年度分が 351 万円。過年度分が 466 万 9,000 円でございます。県支出金 221 万 8,000 円、介護給付費県負担金現年度分でございます。繰入金 486 万 6,000 円。内訳といたしましては、一般会計繰入金が 234 万円。内訳はご覧のとおりです。基金繰入金 252 万 6,000 円でございます。繰越金 2,620 万 6,000 円。前年度の繰越金でございます。歳入補正合計額といたしまして 4,459 万 1,000 円。

続きまして、歳出の補正でございます。

「保険給付費」補正額 1,300 万円。内訳といたしましては、特定入所者介護サービス事業の負担金の増額によるものでございます。

「基金積立金」1,062 万 5,000 円。これにつきましては、財政調整基金の積立金の増でございます。最後に「諸支出金」2,096 万 6,000 円。これにつきましては令和 2 年度の国庫及び県補助金の確定を行いましたので、それに伴う返還金でございます。歳出合計 4,459 万 1,000 円でございます。

ご審議の程、どうぞよろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 13 認第 1 号「令和 2 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」

日程 14 認第 2 号「令和 2 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 15 認第 3 号「令和 2 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」

日程 16 認第 4 号「令和 2 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 17 認第 5 号「令和 2 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 18 認第 6 号「令和 2 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 19 認第 7 号「令和 2 年度吉野町水道事業特別会計の欠損金処理及び決算の認定について」を議題として一括上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。戸毛総務課長。

戸 毛
総 務 課 長

失礼いたします。それでは私の方から認第 1 号から認第 6 号についてご説明をさせていただきます。

大変お手数をおかけいたしますが今回の説明につきましては、令和 2 年度歳入歳出決算説明書、決算書とともに添付をさせていただきました資料に基づきご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは 1 ページの方に全体の総括を示しておりますので、まず認 1 号から 6 号の会計につきまして、総括についてご説明をさせていただきます。

中段の方に 2 番として、令和 2 年度一般会計、特別会計、実質収支一覧表という形で記載をさせていただいております。

一般会計につきましては、歳入決算額が 73 億 5,276 万 4,000 円。

歳出決算額につきましては 70 億 501 万 3,981 円、形式収支といたしまして 3 億 4,775 万 19 円。翌年度に繰り越すべき財源といたしまして 3,587 万 9,000 円、実質収支につきましては 3 億 1,187 万 1,019 円となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額が 11 億 2,053 万 2,393 円。歳出決算額につきましては 10 億 3,483 万 9,315 円。形式収支につきましては 8,569 万 3,078 円。実質収支につきましては 8,569 万 3,078 円となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額が1億5,917万5,749円。歳出決算につきましては1億5,864万8,259円。形式収支、実質収支とも、52万7,490円でございます。

介護保険につきましては、介護保健事業歳入決算額が12億3,508万4,825円。歳出決算額につきましては12億887万9,782円。形式収支、実質収支とも2,620万5,043円でございます。

介護保険のサービス勘定につきましては、歳入決算額が2,490万355円。歳出決算額につきましても、2400……、ごめんなさい。249万355円でございます。失礼いたしました。歳出決算につきましても249万355円。形式収支、実質収支ともゼロでございます。

下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額が2億3,683万5,460円。歳出決算額が2億3,683万5,460円。形式収支、実質収支ともゼロでございます。

農業集落排水事業につきましては、歳入決算額が3,555万5,615円。歳出決算額が3,189万9,775円、形式収支、実質収支と365万840円でございます。

全会計の全体額といたしまして、歳入決算額が101億4,243万8,397円。歳出決算額が96億7,860万6,927円。形式収支といたしまして4億6,383万1,470円。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして3,587万9,000円。実質収支額といたしまして4億2,795万2,470円でございます。

この後少しだけ、各会計の歳入歳出の増減について簡単にご説明をいたしますのでページおめくりいただきたいと思っております。

2ページ、よろしく願いいたします。

先ほど説明いたしましたように一般会計の歳入総額が73億5,276万4,000円で、前年度に対しまして10億3,731万1,000円の増でございます。主な増額の要因といたしまして、地方交付税それから国庫支出金がコロナ等の関係によりまして増額になっているものでございます。なお、款ごとの歳入詳細につきましては3ページから11ページにかけて掲載をしておりますのでよろしくお願いを申し上げます。12ページにお進みいただきたいと思っております。12ページに、一般会計の歳出概要として掲載をさせていただいております。令和2年度の一

般会計の歳出総額が70億501万3,000円でございます。対前年度に対しまして、10億2,452万3,000円の増となっております。大きくは総務費関係、款で言います2款の総務費それから9款の教育費におきまして、増額となっております。なお款別の詳細は13ページから17ページに記載をさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、18ページのほうにお進みをいただきたいというふうに思います。

国民健康保険特別会計でございます。歳入の状況の下段に款別の歳入状況の前年度比較ということでお示しをさせていただいておりますが、国民健康保険の歳入済額が11億2,053万2,393円、前年に対しまして、829万1195円の減額でございます。その次に移管別の支出済額の前年度比較というところをご覧くださいまして、国民健康保険の歳出済額、支出済額が10億3483万9315円。前年度比1994万5273円の減となっております。なおその下に、国民健康保険の被保険者数等を記載させていただいております。

ページ進みまして19ページ。認第3号にあたります後期高齢者医療特別会計についてでございます。先ほどと同じく款別の収入済額の前年度比較に基づき説明をいたします。

令和2年度の収入済額1億5,917万5,749円。増減額といたしまして対前年度に対して919万3,005円の増となっております。その下飛びまして、款別の支出済額について説明をいたします。令和2年度の支出済総額が1億5,864万8,259円。対前年度に対して919万3,005円の増となっております。その下に被保険者数、保険料額等をお示しさせていただいております。

ページを進んでいただきたいと思います。続きまして介護保険特別会計保険勘定とサービス事業勘定になります。

まず、保険事業勘定につきましては、先ほど同じ項目を見ていただきまして、令和2年度の収入済額が12億3,508万4,825円、対前年度1,796万9,569円の増となっております。2段飛んでいただきまして、款別の支出済額の前年度比較というところにつきまして歳出総額を説明いたします。支出済額につきましては、12億887万9,782円。対前年度2,950万7,603円の増となっております。

事業概要前年比較を下段に表しております被保険者数、年間費用等を記載さ

せていただいております。認第5号の部分のサービス勘定につきましてです。

同じく収入済額は249万355円、対前年度81万4,112円の減となっております。款別の支出済額、前年度比較に対しまして、支出済額が249万355円。対前年度81万4,112円でございます。

お手数ですがページをめくっていただきまして、22ページ、23ページとなります。

下水道事業特別会計、認第5号でございます。同じく款別の収入済額の前年度比較で説明をいたします。令和2年度収入済額2億3,683万5,460円。対前年度1,454万5,822円の減でございます。2段飛びまして款項別の支出済額の前年度比較に基づき、支出済額の説明をいたします。令和2年度の支出済額2億3,683万5,460円、対前年度に対しまして1,454万5,822円の減となっております。なおその下につきましては、全体の認可区域人口等を掲載させていただいております。

23ページ認第6号、農業集落排水事業特別会計についてご説明をいたします。同じく款別の収入済額の前年度比較に基づき説明をいたします。令和2年度収入済額3,555万5,615円。対前年度160万724円の減となっております。2段飛びまして、款別の支出済額の前年度比較といたしまして、令和2年度の支出済額が3,189万9,775円。増減額で対前年度で205万9,079円の減となっております。26ページの方に進んでいただけたらと思います。

ここからは、繰出金等の説明について説明をいたします。

まず4番、繰出金の状況、概要を説明いたします。一般会計から各特別会計への繰出金の前年度比較含めてですが、一般会計から記載しております特別会計の繰出金の合計が6億1,105万円となっております。対前年度4,495万3,000円の増となっております。5番、町債の状況でございます。

町債の発行状況について合計額のみでご説明となりますが、令和2年度の発行額が9億4,270万円。令和2年度の償還額が9億3,738万9,000円。令和2年度末の現在高といたしまして、101億4,585万6,000円となっております。

ページいきまして、基金の状況について報告をいたします。

まず一般会計、令和2年度に基金として積み立てた合計が2億2,264万6,540

円。令和2年度に取り崩しました額が2億6,283万1,716円。令和2年度末の基金の一般会計の残高総額が10億83万2,232円でございます。その下に取り崩した基金の充当先を掲載しております。介護保険特別会計は財政調整基金として、令和2年度に1,894万6,768円を積み立てさせていただきまして、令和2年度の現在高が1億6,256万2,095円。農業集落排水事業特別会計につきましては令和2年度に500万1,537円を積み立て令和2年度の末の残高が1,990万7,474円でございます。

もう1ページめくっていただきまして、最後7番を説明させていただきます。繰越しの状況としまして、一般会計につきましては2款の総務費から9款の教育費までの合計2億4,610万9,000円を繰越しさせていただいております。下水道事業につきましては、下水道事業費として公共下水道建設事業として900万円を繰り越ししております。なお29ページにつきましては、財産の状況の資料を掲載させていただいております。1号から6号の説明は以上になります。

野木議長

森脇暮らし環境整備課長。

森脇暮らし環境整備課長

それでは、認第7号「令和2年度吉野町水道事業特別会計の欠損金処理及び決算の認定について」ご説明をさせていただきます。

歳入歳出決算説明書の24ページをお願いします。

まず、剰余金計算書でございます。当年度末の残高といたしまして、資本金が13億6,823万5,654円でございます。資本剰余金といたしまして1億5,783万682円となっております。利益剰余金といたしまして2,087万5,320円となっております。資本合計といたしまして15億4,694万1,656円となっております。次に欠損金処理計算書(案)でございます。資本金といたしまして14億770万4,014円。そして資本剰余金といたしまして、1億5,783万682円となっております。これに伴いまして未処理欠損金といたしまして1億9,002万8,287円となっております。これにつきましては、繰越欠損金として扱わせていただきます。

次に事業の概要でございます。

業務量につきましては、給水人口が6,521人で、前年度211人の減となっております。給水戸数は4,590戸。年間配水量は85万8,336立米です。それに伴いましての有収率は84.52%となっております。供給単価につきましては170.13円でございます。給水原価といたしましては、510.96円となっております。

続きまして25ページになります。

収益的収入及び支出となります。収入の部、水道事業収益といたしまして3億836万265円となっております。前年度比は2,406万4,157円の減となっております。主なものにつきましては、営業収益が1億3,740万1,041円となっております。営業外収益が1億7,094万5,269円となっております。支出の部、水道事業費用といたしまして3億7,726万3,302円となっております。前年度比は1,526万1,679円の増となっております。主なものは、営業費用が3億4,473万2,309円となっております。

次に、資本的収入及び支出でございます。

収入の部資本的収入が9,997万5,594円となっております。前年度比が7,408万7,337円の減となっております。主なものは、企業債が2,620万円でございます。そして他会計補助金が6,150万294円となっております。支出の部、資本的支出が2億5,316万9,143円となっております。前年度比は3,729万4,311円の減となっております。主なものは建設改良費が8,636万5,135円です。企業債償還金が1億6,680万4,008円となっております。これに伴いまして資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,319万3,549円は、過年度分損益勘定留保資金2,955万8,705円、当年度分損益勘定留保資金7,673万25円、減債積立金3,946万8,360円の取崩及び、消費税及び地方消費税資本的収支調整額743万6,459円で補填しております。

最後に企業債でございます。前年度末の……、「前」の字が間違っております。すいませんが修正の方をお願いします。

前年度末の残高といたしまして、24億9,060万3,152円となっております。今年度分の借り上げそして本年度分の償還金を精算いたしまして、今年度末の残高といたしましては、23億4,999万9,144円となります。以上でございます。

よろしく申し上げます。

野木議長

ただいまの各会計歳入歳出決算の監査報告を中西監査委員に申し上げます。

中西議員

監査報告を申し上げます

去る7月13日に地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和2年度吉野町水道事業特別会計に関する決算審査を、また8月6日に地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年度吉野町一般会計、特別会計の各決算に関する決算審査並びに令和2年度決算に基づく財政健全化審査を木村監査委員とともに実施いたしましたのでその結果を報告いたします。

審査の結果、1、歳入歳出簿等の関係帳簿はすべて正確であった。2、各収支とも決算内容は法に触れるものがないと認める。3、歳入歳出とも適正に行われておりすべて予算に適合しているものと認める。4、決算内容は正確に処理されており、誤りがないものと認める。5、歳計現金の管理状況は万全かつて適正な管理を行っているものと認める。6、財政健全化審査における実質公債比率については、早期健全化基準を下回り概ね適正である。7、将来負担比率については、早期健全化基準と比較するとこれを下回り、概ね適正であるとの結果でありました。なお、第5次総合計画を念頭に置き、今まで掲げた目標の達成状況や効果の検証を行い、外部施策評価も含め、その検証結果をわかりやすく町民に説明いただきますようお願いをいたします。

また今後の地方財政が一層厳しくなる見通しの中で、決算結果を総括しこれを生かして既存事業、新規事業を問わずその目的や期待される効果と検証を明記した上で、長期的な財政計画と整合性のとれた各種施策の推進と行政運営に努めていただくことを要望します。

それとコロナ禍でできなかった事業、コロナ禍の中であってもしなければならぬ事業等いろいろあると思いますが、限られた財源の中できっちりと優先順位を決め、考え、事業の執行をよろしく願いいたします

監査委員として以上の意見を付して、令和2年度吉野町水道事業特別会計並びに吉野町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算等の監査報告を終わります。

野木議長

上程いたしました各会計歳入歳出決算について質疑を求めます。

上滝議員

上滝議員

先程来、一般会計・特別会計の決算の説明がございましたけどもちょっとお聞きするねんけど、予算決算特別委員会でも聞きますけどもすぐに言うてすぐ答えられるものではないと思うんですけども。先ほどの町債や過疎債の総合計の累計が101億と聞きました。それは利息は含まれてないと思います。

また特別会計では、先ほど起債総額が24億って言ったんですけども、それは間違っているかどうか知らんけども、もういっぺんお答え願いたいと思います。

野木議長

和田副町長。

和田副町長

詳細な内容につきましては、予算決算の中で……

(「いや。だいたい」の声あり)

説明させていただきますけども、令和2年度末で、一般会計で60億6,560…

(「110億け」の声あり)

全体で、一般会計、水道事業特別会計そして下水道事業特別会計そして農業集落排水特別会計の合計が、元金として101億4,680万7,000円。そして……

(「全部含めてね」の声あり)

利息が4億4,606万7,000円で、合計が105億9,287万4,000円というのが令和2年度末の元利の残高でございます。

(「はい。よくわかりました」の声あり)

野木議長

上滝議員。

上滝議員

続いて質問ですけども、この予算書を見ると一般会計の款項目節の中で各

課別に給料を書いてありますが、各課別の累計をしたらどのぐらい人件費がかかっとなのか。吉野町の職員総数は何人なのか。アルバイトの数が何人なのか。それに合わせて令和2年度の給料の合計トータルがわかりかねるんだけど、教えていただきたいと思います。わかれへんねやったら今度、国保なんやら運営委員会あるがな。ちやうわ。特別決算委員会か。予算決算委員会。その時にお示ししてくれても結構でございます。以上。

野木議長

戸毛総務課長。

戸毛
総務課長

ただいまのご質問についてお答えをしたいと思います。

令和2年度についてのみお答えさせていただきたいと思います。

令和2年度の一般職と特別職の共済費といたしまして、それももろもろ含めた人件費が10億5,941万1,695円。

(「アルバイトは入ってないやろ」の声あり)

アルバイト、会計年度任用職員の給与総額が1億5,426万4,377円。合計させていただきまして12億1,367万6,072円。なお令和2年度なんですけど、職員数が140名。会計年度任用職員はこれは延べということで、不定期の方も含まれますが131名となっております。以上でございます。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

3回目で終わりますけども。丁寧な説明ありがとうございます。

ただ、町民の皆さん方からいろんなご意見を聞く中で、今人口ものすごく減っとなのに、職員数が多いではないか。というようなことをよく聞かれます。

一般会計とか議会の放送見てもらってたらわかるかと思いますが、いろいろな問題もありますけれども、行政側がこの決算書を見て来年度に向けてどのような形で職員数数が妥当なのか、妥当でないのか。

アルバイトがこのぐらい必要なのか、必要でないのか。

というようなことを精査していただきたいことをお願い申し上げ、終わります。

以上。

野木議長

他に質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

認第1号から認第7号については、予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、認第1号から認第7号については、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

本会議の途中ですが、会議開始から間もなく40分を経過しようとしております。ここで新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、約5分間議場の換気のため休憩といたします。再開は11時40分といたします。自席にて待機願います。

(午前11時34分 休憩)

(午前11時40分 再開)

野木議長

日程20 要望等について

要望者が2件提出されております。

上市町内会連合会会長 島秀次氏他6名により提出されております「吉野小学校廃校後の校舎校地の公共的施設としての利活用について」、「吉野町役場本庁舎上市地域での設置存続について」を一括議題とし、事務局が朗読いたし朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

お諮りします。

両要望については、総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが異議

ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、両要望は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

昼食休憩に入りたいと思います。再開は1時からといたします。

(午前 11時51分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

野 木 議 長

再開いたします。

日程 21 一般質問に入ります。

下中一平議員より出されております

(1) 小学校跡地の利活用について

の一般質問をお願いします。

下中議員。

下 中 議 員

一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。

早速ですが、質問の方に入らせていただきます。

令和4年4月より小中一貫校教育が開校されます。同時に吉野小学校、吉野北両小学校が閉校されるということでその利用方法等について質問させていただきます。

今この現時点で、当該地の住民の方から要望書も上がりまして、吉野町の中では大きな話題の1つになっておる案件だと思われれます。この時点で今後どういうふうに進んでいくか。どういうふうに進んでいくかという関心の中で、いろんなお話が錯誤して、進捗状況に大きく影響が出る可能性もございますので、一旦ここで整理をしてどのような形で進めていくかというところへんを主に質問させていただこうと思っております。

まず、吉野小学校、吉野北小学校の両校跡地の利用方法につきまして、今この現時点でいろんな方法が考えられると思います。

前に説明を受けたときに、パブリックコメントをとるだ、プロポーザルをして民間のお力を借りる、いろいろなアイデアが出た状況で今それを進めていって下さってる途中でだと解釈しておりますが、今後これから進めていく中で町長の思いとしまして一番に何をもち、何を一番細心の注意を払って進めていく、何を一番重点にするかというところがものすごく大事かと思われま

す。合わせてこの本庁の移転がどうしても議論の1つになってくるかと思います。本庁のある場所、所在につきましては、例えば町民の利便性またそれを使う財政面、職員の仕事の能率化、ランドデザインとの整合性また有事の時のその建物の役割、いろんなどころを勘案しないと決定できる案件ではないというのは承知の上なんです、今この進めていく中で吉野町の庁舎移転も含めてのご見解としまして今の形としてご説明できる範ちゅうを町長のほうからご説明いただきたいんですがよろしくお願ひします。

野木議長

中井町長。

中井町長

下中一平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

小学校の跡地利用の件に関しましては、非常に吉野町にとっても重要な今後のまちづくりにおいても非常に重要な案件でございます。これは選挙の当時から私自身がこの今吉野町ににぎわいの拠点とそしてその前提として安全な庁舎を構築するということをずっと言って参りました。その中で、今ベースになるのはやはりそれぞれ、吉野北小学校、吉野小学校そしてまた庁舎。これを過去のように1つの小学校跡地利用という視点で考えるのではなく、やはり財政的なことそして緊急的にやはり安全な場所を確保していくということをとらえると一体的に物事を進めていくという考えが私の考え方でございます。

その中で、今ずっと検討委員会そしてまた意見を聞いていくという方向で進んでるんですけども若干コロナによって地域懇談会等が延びている部分もござい

ます。ただ前提として、まずはこの両小学校の施設の用途変更とか開発行為。既存としてどういう制限があつて、どういうふうな手続きで建物ができるかという、ベースは担当部署を中心に調べをさせていただきます。

そしてそういった前提も含めてですけれども、この2つの跡地利用をどうするかということでサウンディング調査を今民間の方に個人も含めてですけどもプレゼンテーション的なことを含めてやらさせていただきます。これは、ちょうど7月15日から8月13日のアンケートを受付していたんですけれども、私自身がこの2つの小学校跡地を説明するとき、その付随する資源ですね、吉野町が今、これから関西ワールドマスターズゲームズが来年津風呂湖である。そしてまた宮滝遺跡が今後復元していくというようなかたちも含めていろいろ、吉野山の既存の観光地も含めて、こういう資源があるのでそれに付随する両小学校の跡地の活用であったり、また今吉野町の本庁舎がそういう状況であるということも含めてサウンディング調査のプレゼン資料を作らしていただいて、今やっている状況でございます。

企業等も17社ほどアンケートいただいたりして意見もまだあります。そしてこれからいろいろと直接的な話を聞く機会もあろうかと思っておりますけれども、そういったことを重ねながらしっかりとその地域懇談会で若い世代からお年寄りまで世代中で、特に私はこういうアンケート調査の中にも入ってたんですけれども、今小学生の子供たちが将来この吉野町で住み続けるためにどういうふうなところが必要であるとかそういった子供たちの声も聞かしていただくような機会も作りながら、吉野町のこの小学校跡地について進めていきたいなど。

いずれにしても来年の4月から小中一貫が始まりますんでいずれにしても、ある一定の段階では方向性を決めて、それに伴って官民連携でできることも含めながら進めていきたいなというふうに思います。大きくはそういうイメージで進めさせていただいております。

野木議長

下中議員。

下中議員

お話の筋がよくわかりました。

まず、今ご説明の中に一定の期間を設けてこの頃には決断しないといけないという、まず小さなことですがその一定の期間というものに対してどのような時系列のご予定なのかお話できる範ちゅうでご説明できますか。

野木議長

中井町長。

中井町長

本日、議会の方にも要望書も上がって参りました。

そして以前、吉野北小学校に関しては活性化、跡地利用についてできるだけ早い段階で決めてくださいという要望書もいただいております。

その中で、実際にこれからの動きっていうのが吉野町の動きとともに、奈良県の動きも見極めてるんですけども、いわゆるフォレスターアカデミーが4月から開校してます。令和7年から森林技術センター、県の予定ですけども森林技術センターがこちらに来られると。そうなってくると新たな森林環境管理拠点というのがこの吉野高校のところにある程度機能的に来るということ。

あともう1つ吉野小学校の前には連合会の大きな広い土地がございます。これは、今半分ぐらい太陽光パネルになってますけれども、これは吉野町の持ち物でもない。その中でそういったところとの動きの連動とか総合的に考えるということも含めながらこのサウンディング調査と地域懇談会を今年中にもやるつもりですので、そういったことでいくとある一定の方向が今年度中には出していきなというふうに考えてます。

下中議員

よくわかりました。

今両2校が同時に閉校になるところへんから要望書等の加減を見てもやはり庁舎の移転がどちらになるかというような論点に町民さんが集中してるんじゃないかなと思われま。

決定していく段階の中で、もちろんいろんなことを勘案されてることは、僕自身は理解しておりますが、いったい何を一番重要な問題として選択していくかっていうところへんがやはり不透明化するとその最終的にどちらかを選んだときの根拠の裏付けにも必要かと思われま。

今、町長が2校でない土地のお話もされましたので、その辺も含めて例えば財政面を一番に置いた場合、今吉野町で耐震ができていない建物と言いましたら、中央公民館ができましたがそういうものをうまく使っていく方法があるんじゃないかと思われま。

ないかとかいろんなところ辺からの選択の幅ができてこようかと思います。

やはり同じ私自身、町民の利便性を優先することも大事ですし財政面を勘案することも大事だということらへんから、吉野町のハードもソフトも含めましてグランドデザイン的なこれからの中長期を考えたまちづくりの指針の中に、一番最良の場所に設置するというのが一番いいんじゃないかなと。

それが両校どちらかであろうとまた新しい違うところであろうと町民さんの今後の利便性と生活面に大きく影響することですから、そこを外さずに検討していただきたいということら辺が1つのお願いなんですけど、2校の跡地を利用するときには庁舎の移転のみならずどう活用していくかというときに民間の力を先ほどお借りするっていう話もありました。財政面がひっ迫する中で、大きな建物を活用させていくのにはやはり相当な予算を見込まないと活用できるところまで持っていけないんじゃないか、解体一つ、改造する一つにしても安いお金でできるものではないと解釈しております。

その辺も含めまして、何か民間のお力をお借りする中でも僕一番、今町長の決定したお話ではございませんが、こういうふうな形でこう利用していきたいとか、こういうふうなイメージで、今思っているっていうようなぼんやりとしたものでも結構ですから、イメージ的なものだけでももしお話できるものがありましたら、そこら辺も含めてもう少し町民さんにリアルなビジョンが見えるようなご説明をお願いしたいのですが、どうでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

具体的に企業等々、いろいろ様々な私のネットワークとそしてまた全国的に小学校の跡地利用をどういう形であれば活用できるんだろう。

おっしゃるように地方で空いている校舎というのはたくさんあるんですよ。ただ、よく昔のように賃料をいただいて使ってくださいっていうのはもう当然厳しい状況であります。ですからある意味これからは維持していく、修繕コストとか、維持コストを考えるともう20年とかサウンディング調査の中にもありましたけど、20年もしくは30年貸すぐらいの気持ちの中で、町としての

こういう機能をそしてまたこういう形をお願いするということも含めて今いろいろなところに投げかけをしながらやっていきたいなという思いはございます。若干ですね先ほど、これ私の方向性の中ですけど取り巻く環境の中で1つ拠点を言わせていただいたのはフォレスターアカデミーとかいろいろそういう森林管理拠点が来ます。そういう外的ないろいろな関わりの中でその方向性がある程度、若干示してもすぐに建物を改修したりとか、貸したりすることはできませんので、その辺若干タイムラグが出るかもわからないです。ただそういうことを踏まえながら、吉野町にとって一番これから持続可能なそしてまたグランドデザインの1つとして活かせるような企業をしっかりとコミットする。そしてまたプレゼンをさせていただくということで、先ほども話させていただいたんですけどもプレゼンをしていると吉野という町は単にその2つの小学校跡地利用だけを考えるのではなくて、今後企業がいろいろ話す中で、地方創生の中で人の流れ方を呼び込む、コロナもそうなんですけれどもその話をしてるとやっぱり企業も挑戦するとそういう思いを持った企業がたくさんあるわけですね。その中で、私自身もいろいろそういうふうな感覚的な営業もこれからしていかないといけないと思うんですけれども。そういう形で、企業と官民連携できる……、場所はどっちかっていうことも含めて考えていきたいなというふうに思ってます。

下中議員

よくわかりました。

跡地を利用する問題と、庁舎をどこに据えるかという問題が、100%イコールというふうに町民さんが解釈されてるところ辺があろうかと思われま。要望書の中でも、やはりそういうふうなところ辺が一番ネックだったんじゃないかなと思われま。整合性も含めましてももちろん連動されたお考えも必要ですし、そこは切り離して考えていくことも必要だろうと。今現在吉野町は分散型という庁舎の据え方をしております。それが悪いわけではなく、分散型のメリットがうまく出るような形で、ここに何が残る、吉野町小学校をどう使う、吉野北小学校をどう使うっていうところ辺で今の現状の中ではいろんな可能性が含まれると思うんです。進んでいく時系列の中で来年、どうしてももう閉校になっ

た学校が空きますので、校舎が空いた時点でまだ決定されてくることが少なければやはり町民さんの民意として「どうなるんだ」「どうなるんだ」という不安の一つの方向になっていくと思いますので、そこら辺も含めまして途中経過、もしくは町民さんの声のパブリックをどれだけ吸収できるかというところ辺にも進めていくスピードにも影響出てくるかと思われまますので、慎重に進めていただきたいなと思っております。含めましてその本庁移転の費用、それ自体は新しい庁舎をつくるもしくは今ある2校をうまく改造して使うというところ辺で、お心づもりとして予算規模のところ辺でどれぐらいの予算規模を想像されておりますか、ざくっとお答えできるものでしたら、今のままでは全く試算ができてないというのも含めてどれぐらいの予算規模を考えていらっしゃいますか。

野木議長

中井町長。

中井町長

今予算的なことに関しましては、調査研究をしています。しっかりといろいろなバリエーション、パターンを考えて、どのパターンであれば財政的にできるかっていうことを担当政策の方で、財政とセットですのでちょうど中期財政計画が今できまして、それに伴ってどこぐらいまでやったら出せるんだろうと、逆にこれからの財政……決算の今回も認定ありますけれども、やはり吉野町の財政は決して豊かなものでもないです。逆に全国の自治体から比べても奈良県そのものの自治体の財政があまりよくないもんですから、やはりそういうことを考えると、やはりその中でそしたら知恵を出していかないといけない。ふるさと納税の企業版とか様々な形も模索しながらやっていきたいなというふうな考えでございますので、現段階で予算的にまだ報告できる数字は出ていませんけどもきっちりそこを精査してやっていきたいなと。で、庁舎機能に関しましても従来型の役場庁舎という概念があると思うんですね。ただ今デジタル化になって、いろいろ窓口でやらなければならないものとそしてまたデータをスマホ等でできるようにこれから先は必ずなっていくかと思っております。ですから、今の町民さんのニーズをしっかりと分析して、本来一緒になった方がいいのにな

というところもあると思うんですね。そこをうまく効率化と今、下中議員
言っていただいたように分散、どこを分散していくのかということも踏まえて
この庁舎機能というのを考えていきたいなと思ってます。

野木議長 下中議員。

下中議員 朝からの審議の中で、質問事項で職員の数と給与というお話がありましたが、
今日現在の今のお話をお聞かせいただきましたけども今後、AIが進み、人口
統計からいきましたら、職員さんが減っていく可能性が大きいです。それが
機械化、IT化が進んでいくというところの裏側の実態になってこよいか
と思うんですが、20年前に庁舎を検討するとなったら、その町の象徴で
あるような立派なものを建てようとかそういうニーズだったと思うんです。

今現在は、今後を見据えたときに、例えば先ほど言いましたように全く何も
ない更地に平屋の木造のものを建てるとかいろんなパターンが考えられるんじ
ゃないかなと思われま。それもまあこのまま議論が公開されずに進みましたら、
また、町民さんそれぞれの当該地に近い方は、そういう「うちに来て欲しい」
「こちらに持って来て欲しい」というような意見、そうでない方は「新しくこ
うしたほうが良い」と言う。関心がある以上どうしてもそういう会議的なもの
がいろんなところで行われるんじゃないかと思われま。先ほどもお話し
ましたが途中報告もしくは今現況どうやって町民さんの意見を募集していくか
というところを、やはり大々的にもう少し広げていただきましたらもう少し
スムーズに良い意見が頂戴できるんじゃないかなとも思われま。その辺も含
めて、民意と一緒に巻き込んだような庁舎移転また小中一貫校の跡地利用をお
願いしたいなと思われま。簡単ではございませうが、質問にさせていただきます。

ありがとうございました。

野木議長 ここで新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、5分間議場の換気
のため休憩といたします。再開は1時25分といたします。自席にて待機願われま。

(午後 1時20分 休憩)

(午後 1時25分 再開)

野木議長

再開いたします。

続いて、辻内正誠議員より出されております

(1) 町が発令する避難情報について

(2) 町道の安全確保（スピード抑制）について

の一般質問をお願いします。

辻内議員。

辻内議員

2番 辻内でございます。

一般質問の機会をいただきありがとうございます。

本日は、今日本のあちらこちらで起きている災害や事故を対岸の火事として見るのではなく、他山の石として町民の安心・安全のために参考にすべきとの視点から、2つのことを質問させていただきます。

1つ目の質問。

町が発令する避難情報とその避難場所について質問いたします。7月初めの梅雨の際には、熱海で土石流にて甚大な被害が出ました。盛り土の問題を含んでいるとはいえ、直接の原因は梅雨の長雨であります。また8月も今までの観測史上にない長雨と雨量により全国各地で災害が起きました。本日はこの雨と土砂災害、そしてそれを想定した避難指示等の避難情報の発信、その避難場所について質問させていただきます。

まず、避難情報の発信について質問いたします。

7月に熱海の土石流が起こった際には、吉野町でも169号線が一時通行止めになる土砂崩れが起こっておりました。またお盆の長雨の際には、全国各地で土砂災害が起こっておりました。いずれの時も吉野町には、大雨（土砂災害警戒）が、気象庁から発令されておりましたが町から避難情報は出ておりません。私がここに持っております防災マップの4ページにも、避難情報と気象情報の

目安のようなことは書かれておりますが、どのページをめくりましても町としての避難判断基準は書かれておりません。

また厚さが3センチほどあります「吉野町地域防災計画」を読みましたが、そこにも気象情報と避難指示の関係は書かれていないと理解しております。そこで質問でございます。

吉野町は現在、避難指示を出す判断基準を持っておられるのか。持っておられるとすればどのような時に避難指示もしくは高齢者等避難の発令をするのか。町長もしくは担当課のご回答をお願い申し上げます。

野木議長

中井町長。

中井町長

辻内議員の一般質問にお答えさせていただきます。

大きな流れをお話しさせていただいて、また細かいところで不足は担当から話をさせていただきたいと思います。

辻内議員のおっしゃるとおり山間地域においては、特に土砂災害が非常にいつ起きるかわからない。特に昨今、線状降水帯の発生がございます。

これは警報が出てもそれに伴う線状降水帯というのは、発生してから出るものですから、非常にここらが読みにくいところがございます。

その中で今の状況でございますけれども、避難勧告が廃止されて高齢者避難からもう即座に避難指示になりました。この中で熱海の件であったりまた長野県でも土石流災害があつて命が奪われたということがございました。

ここで一番我々としては、対策本部の中で最終的に私が指示を出すわけですが、その中で今、県の土砂災害の防災情報システム、これはいわゆる土砂災害危険情報の危険予測及び奈良気象台との連携の中で、また後で細かい説明ありますけど、土壌の雨量の蓄積量とかメッシュとかという形で出てくるんですけれども、そこを見ながら気象庁との連携の中でタイミングをしっかりと見計らいながら出すというのが今吉野町で置かれている状況でございます。

実際に部分的に大雨が降るケースが多ございます。ですから吉野町全体で避難情報というか、まずその地区のスポットでそういうことを判断しながら、避

難の指示を出すという形を私自身の方では本部の方で対策をとっているというのが現状でございます。あと、そこに至るまでの経緯について少し詳細なことについて、担当の方から説明をさせていただきたいと思います。

野木議長 戸毛総務課長。

戸毛総務課長 そうしましたら今の町長の答弁を踏まえまして、補足といいますか、若干詳細に説明をさせていただきたいと思います。

辻内議員おっしゃられますように、やはり基準といたしまして判断基準そのものを避難高齢者等避難準備それから避難指示緊急安全確保ということを出す判断の場所なんです、これは災害対策本部、本部長が町長、副本部長和田副町長・教育長それから各課長さんに班長になっていただきまして基本的にはこの対策本部の方でどの基準を出していくかという決定をしておるということになります。

大きく時系列的にどういう形の基準になるかと申しますとまず、今回土砂災害を中心にお話をいたしますが、大雨警報が発令されましたらまず対策警戒本部という形で総務課の防災担当、必要であれば本部長・副本部長にお越しをいただきまして、大雨警報の段階で高齢者等避難準備を出すということは考えておりません。即座に集まった段階で、その警報がどの程度続くのか、今後の雨量の情報等を勘案しながら合わせて奈良地方気象台のほうとホットラインを結ばせていただいておりますので、今後の見通しをお伺いすることになります。特に台風等の場合は、おおよその雨量が予想できるというふうに考えますので、その時点で高齢者等避難準備を出すことを考えております。

これは避難を要する時間、時間かかる方をすでに動いていただきたいということになります。それから避難指示となりますが、これは大雨警報土砂災害にプラスして土砂災害警戒情報が出される時点で、いわゆる避難指示を出すかどうかの判断に一般的に入ることを考えております。これの判断基準なんです、先ほど町長申し上げましたように、奈良県の防災情報システムそれから気象台の方で土壌雨量指数を示す図が示されております。簡単に言いますと黄色、赤、

紫、濃い紫という形で示されております。赤い段階で、土砂災害警戒情報が出される可能性が出てくると、で紫になると基本的に土砂災害警戒情報が出されることになることとなります。そこで町の判断基準といたしましては、いわゆる紫がどの地区に出ているのかと、1キロ四方で表示されておりますので、それがいわゆる山間地域なのかもしくは住宅密集地にかかっているものなのかと、県土砂災害警戒情報といいますのは県が発令されますけども、およそ逃げるのに1時間から2時間程度の時間を勘案しながら出すということもありますので、地区に絞って町としては、紫がこの先も続きそうやということであれば、大体校区単位に絞らしていただいて避難指示を出すというような判断基準です。濃い紫であるということは、ちょっと想定というか、いわゆる大雨特別警報のようにちょっと想定を超えたものになりますので、避難してでも即座にその人がその場所にいるところから逃げてくださいというようなこととなりますので、この場合の判断基準というのは大雨特別警報が出てしまうと「もう直ちに」ということとなりますので、ここの判断基準は若干難しいところがあるかというふうに思っております。判断基準についてはこのような形で考えております。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

ということはまとめますと、私が出すわけじゃないですから、私が知る必要もないと言えないんですけども。私が知らない、あるいは町民の多くの方が知らないだけで町としてはきっちりとしたものを持っていると、このように理解してよろしいのでしょうか。

野木議長

戸毛総務課長。

戸毛
総務課長

おっしゃるとおり、町の中の判断基準は確かにございます。おっしゃるように、町民の方にそこら辺の情報がきちんと伝わってないという認識をもちろん実はございまして、去年あたりから区長さんには、うちはこういう情報を見て

いきますという説明を一度はさせてもらったこともあるんですが、確かに全町的にこういうことをやはり私たちも流していかなければならないということで、判断基準はより広く町民の皆さんにお知らせする必要があるのではないかとというふうに考えております。

野木議長 はい。辻内議員。

辻内議員 今、奇しくも戸毛課長がおっしゃってくださったんですけども、コロナの警戒レベルには病床使用率であるとか、重症病床利用率であるとか、新規感染者数とか陽性率とか、そういうものが4段階になって、4が増えれば蔓延防止法に近づくあるいは緊急事態宣言に近づくというのがあるんですね。今のお話聞いてると、吉野町の土砂災害を例にとってもそういう判断基準がそれぞれあるとそれのピースがどんどん埋まっていけば、避難指示に近づいていくっていうなことを町民の皆様が発信していただければ防災マップにも書かれていますけどもまず自分の身は自分で守るっていう事がまず大前提としてあるわけですから町からの指示を待つことなく、自分の心づもりというものができますので、ぜひご検討願いたいと思います。

2つ目ですけれども、避難所について質問申し上げます。

土砂災害の危険があるとした場合に戸毛課長がおっしゃられたとおり、高齢者等避難と避難指示が出るわけですが、2つの視点で質問させていただきます。

まず1つ目ですけれども、土砂災害が結果的になかったような場合、この吉野町の防災マップを見ると各地区の避難者の多くが、土砂災害のレッドゾーン内にあります。これは安全な場所を避難所にしたという結果ではなくて、従来の避難所の継続……、具体的に言ったら各地区の公民館等を避難場所にしていくということがこの結果だと思いたいますが、今日本国中で過去にない雨とか、過去に経験したことがないとか、先ほど町長がおっしゃられた線状降水帯といった新しいもうここ数年間では何回も聞いていますけども非常に強い雨というようなことで、そういう中で本当にこれでいいのかと私は、疑問がございます。

具体的には、見直しが必要ではないかと。運動公園の体育館は土砂災害危険

地域には入っておりませんので、各地区の皆さんに公民館をやめてというのはなかなか理解を得にくいところもあるかとは思いますが。避難所が土砂災害で崩れたとなったら責任を問われることになりますので、一度検討いただけたらと思うのが1点でございます。

2点目は、不幸にも土砂災害等が発生したような場合でございます。

このような場合、ザクッと1週間程度の避難及び余儀なくされたような場合どう考えるのか。体育館なり公民館ですずっと1週間居ていただくのかということでございます。結論を申します。

熱海の時は、多くの被害者の方がホテルに避難されました。

結果として避難所の大変さは、あまり報道されませんでした。私は提案があるのは費用の面とか規模の面とかいろいろと考えないといけませんけども、どうしても避難するような、1週間程度避難生活が必要な場合は、樫原とか桜井のホテルと協定を結んでおいて、安い値段で泊めていただけるようなそういう準備をしておけば町民の方が避難生活によって体を壊す、あるいは避難生活によって最悪お亡くなりになられるというようなことを防げるんじゃないかと。こういうことで避難所という視点で2つのことをご提案したいんですけどもいかがでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

避難所という視点で2つの質問にお答えさせていただきます。

まず集会所等々がレッドゾーンにあるということで、非常に吉野町に限らず非常に山間地域は集会所、避難所がそういうところにあると、ある程度中核、広域避難はできるところは大きいところですけども安全なところにあると。この辺の考え方なんですけれども、非常に高齢者避難から避難指示に変わった、勧告がなくなったという中で、まずできる限り、これ多分、今先ほどおっしゃっていただいた災害回避に繋がる情報発信の仕方、まずこれ絶対大事だと思うんですね。それもいわゆる個別にそういう情報も伝えることによって、早い行動を促すということが大事かなと思ってます。そうするとまずお年寄りの方が

多いということもあって近いところにまず早い段階で集まっていただくということは、地域の助け合いとか次の広域移動、避難所への移動にも繋がるかなという考えで今のところおります。

ですからあまりにも危険な状態でそのレッドゾーンの避難所に行くっていうことは想定はしませんけども、情報を早めに収集しながらその一方、早い段階で高齢者の方がコミュニティを取れるような形でまず移動していただいて、広域避難所に移動するというのが今吉野町の考え方でございます。

まだまだ、その中でレッドゾーンもいろいろあると思うんですね。洪水的なこと、水的なこととか森林が荒れてるとかも含めてですけどそういうことも踏まえながら整備はしていきますけれどもお年寄りが移動手段がないということそしてまた、助け合いの部分の中で、そういう段階をさせていただくというのが前提でしております。ただ、しっかりとその広域避難場所に本部から、また、自治会長さんと連携しながらそういう体制をとっていきたいなというふうに思っております。

もう1点、長期化することによって宿泊等々の場所でございます。

これも熱海等のこともありますけど、今吉野町に関しましてはまだ大きな災害で長期化するっていうことがないんですけども、今福祉避難所の活用ということで、さくら苑とか柳光さんの2施設、ここは協定を締結させていただいております。ですから何かある時にはそこにまた協力をしていただくという形で、とっております。あと、実際に県のほうなんですけれども、県のほうには災害時における宿泊施設の提供に関する協定概要ということで、奈良県が奈良県内のホテル・旅館と災害時の協定を結んでいます。その中に吉野町にも、旅館も何件かあるんですけども、それは大規模災害時の配慮としてそういうふうな場所を確保できるっていうのはあるんですけど、そこまで大規模っていうのは、まだ多分奈良県の場合も想定してないと思うんですけども、今までないんですけども、そういう大きな場合はそういうケースもある。それ以外にこれからどういう形で長期化する時に対応するか、もしくは住居を確保するかというのは今の協定している部分と、また大規模のこういうふうな宿泊施設の提供とはまた別に何かやはり、個別空間を作って利用する、今学校の跡地はあれですけ

れども、町営住宅とかそういうこともすべてある資源を含めて何個かは確保していくってパターンと、そしてもう1つは災害時の十津川とかであると、仮設住宅とかあるんですけども、これももう少しコンパクトな形でキットハウスのような形の、これは別に災害用だけではなくってテレワークとかワーケーションとか地方の人の流れとかコロナによっていろいろありますんで、これは産業振興の視点も含めながら、そういうふうな空間も作っていくということで、確保する必要があるのかなと。もう1点は、やはり長期化することによって、一次災害じゃなくて二次災害ですね長期化することによって、これトイレが一番大きいかんと思っています。ですから、そういった災害の時、水も使えない、いろんなところでトイレのそういうのも、簡易ベッドとか個別空間と一緒にまたこれからも検討していきたいなというふうに考えてます。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。

失礼な言い方ですけども、私が思っていたよりもいろんなことが検討されているんだなということは理解いたしました。

ただ先ほども繰り返しになりますが、もう過去に例がないというのがもう日本中で聞こえています。本当吉野町がここ何年も大きな災害がないのが偶然なぐらいだということだと思っておりますので、今後ともここで止まるんじゃなくて、よりよいものを町民の安心安全のためにつくっていただけますようお願いいたしまして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

2つ目の質問でございます。質問といいますか要望と言ってもいいと思います。

町道に車のスピードを抑制するためのハンプの設置が必要な場所があるのではないかとございまして。

ハンプというのは、かまぼこの低いような山形の膨らみであります。7月に千葉県で小学生の通学の列にトラックが突っ込み不幸にも児童がなくなるという事故が起きました。

この事故は、飲酒が絡んでおりますけども、飲酒がなかったとしても普段児童が通学する道路にもかかわらず通行量が多く、安全対策が十分だったのかという疑問が残る事故であります。

この事故を他人事とするのではなく、吉野町に生かさなくてよいのかという視点で私は自問自答したわけであります。

私が以前住んでおりましたイギリスには、いたるところにこのハンプが設置されておりまして、自分の運転するスピードを落とさざるを得ない状態であったことを思い出しました。今、吉野町には吉野小学校と吉野北小学校の周り及び丹治地区にゾーン 30 の表示がありますが、その効果に私は疑問を持っております。ゾーン 30 は人の視覚に訴えてその人の良識に訴えるものです。人は悲しいかなそれだけではこちらの要望には答えてくれません。

物理的にスピードを落とさなければいけない状態、もうここはとおりにくいと、こういう状態が必要だと思えます。私がこの一般質問の通告を出した翌日の 8 月 26 日には「ゾーン 30 プラス」いう考え方が国土交通省から発表され、ハンプの有効性と必要性が述べられております。町内のスピードに関して危険な町道を私はすべて把握しているわけではありませんが、私がぜひご検討したいと思う箇所が 2 ヶ所ございます。1 つは河原屋のローソンから旧ヤマザキパンへの町道、旧道でございます。ここはもうはっきり言って抜け道そのものでございます。一方で朝夕の中学生の通学路でもございます。

もう 1 つは、吉野中学校。つまり来年からは小中一貫校となる現中学校の周囲の道路でございます。こちらも竜門・中竜門地区から 169 号線へ抜ける中荘の方へ行く抜け道にもしている方もおられます。

いずれも、他にも歩行者の多さを考えればスピード抑制すべき箇所があると思えます。そこに住む住民の方々の理解が必要ですけども、町道にハンプを設置するという新しい取り組みについて、町長のお考えというか、どういうふうにおられるかということをお聞かせ願いたいとこのように思います。

野木議長

中井町長。

中井町長

今、辻内議員の方からご提案のありましたスピード抑制これに関してのハンブを設置すること。これはスピード抑制する一つの有効な手段だと思っています。2ヶ所提案いただきました。今特に通学路、これはやはり小中一貫に伴ってすべてがそこに子供たちが通うようになります。そうなってくると、現在も吉野北小学校と吉野小学校ここを中心に中学校も含めてですけれども、連合PTAの主催で警察、吉野土木事務所や奈良交通、吉野町役場、暮らし環境課、教育委員会、様々な各学校の代表の方々が出席して通学路点検そして危険なところをしっかりとピックアップして改修また修繕していただくという形をとっております。その中で、やはり地域住民の方々、ハンブというのは当然スピード抑制するけれども、地域住民のご協力も必要になってこようかなというふうに思います。その中で、やはり子供の安全を守るという視点の中で、1つ今のような協議体の中でこういう提案も含めてさせていただいて、その中で議論させていただいてやはりみんなで意識を高めるという形の方法というのもこれからとっていくべきではないのかなと。ご提案いただきましたので、また担当としっかりとその意見をこういった協議会の中でも反映させていただいてそしてまた方向性を決めていきたいなと思っております。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

正直言って吉野町のみならず吉野郡の中見ても全く新しい取り組みだと思えます。これも本当に児童生徒のみならず住民の皆さんが、町道で車でスピードのために事故に遭ってけがをなされた或いは最悪、命を落とされた。こういうことが起こる前に、本当に他の起こってしまった事例を、吉野町で起こさないという思いで取り組んでいただきたいと、このように思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

野木議長

ここで新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、約5分間議場の換気のため休憩といたします。再開は1時55分といたします。

(午後 1時51分 休憩)

(午後 1時55分 再開)

野木議長

再開いたします。

続いて、藤本昌義議員より出されております

(1) カヌー艇庫の普及と新艇庫の活用及びスポーツ振興
の一般質問をお願いします。

藤本議員。

藤本議員

1番 藤本でございます。

一般質問の場を与えていただきましてありがとうございます。

私の質問は、カヌー競技の普及と新艇庫の活用及びスポーツ振興についてですが、その前に一応おことわりだけさせていただきます。

この吉野町の今の取り組みが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、住民の安全、要は生命を最優先とした業務内容ということを十分に理解しております。また8月25日には、行事と業務に関する新しい対処方針も出され、住民のことを考えているということでそれは十分にご理解はしております。その上での質問でございます。

カヌー競技についてですが、津風呂湖畔に、昨年新しいカヌーの艇庫・管理棟が建設され、また管理の備品など、本当にすばらしい施設が開設されました。カヌー競技なんですけど、来年度一応予定されてますワールドマスターズゲームズ関西のカヌー競技に向けてということで、予定されておりますけれども、このワールドマスターズゲームズの後には、このカヌー競技について、町としてはどういうふうに取り組んでいくのかということとそしてまた新しい艇庫とか管理等も含めて、あの施設をどう活用していくのかというところを、まず1点お聞きしたいと思っております。

私の質問内容は1つなんですけど、ほとんど関連があるのでスポーツ振興もくつつけておりますけれども、まずカヌーの全般のことについてお聞きしたいと思っております。

また、このカヌー競技なんですが、カヌーということをとらまえたときに、新しい観光資源になり得るのではないのかというふうにも考えております。

このためには、津風呂湖の構成組合、各種組合さんとの話し合い協議も必要かと思えますけれども、本当にこの今、奈良県内にはないすばらしい施設でございます。多くの建設費用かかっておりますし、どう使っていくのかということをも町の方針としてお聞かせ願いたいと思えます。よろしく願いいたします。

野木議長

中井町長。

中井町長

藤本議員の一般質問にお答えさせていただきます。

ワールドマスターズゲームズ後のこのカヌー競技また施設の活用ということで、大きな意味で私のほうから説明させていただきます。もし補足細かいことがあれば担当の方からお答えさせていただきたいと思えます。

まず、来年度マスターズが開催されます。その後ですけれどもやはりあの美しい……、この間も津風呂湖カヌー大会をしていただきまして多分、C V Y等々の放送でもあの光景が映って非常に素晴らしい資源だなというのを誰しもが多分感じたことではないのかなというふうに思っています。その中で、まずカヌーとしてですけれども競技スポーツとしてのカヌーともう1つは、レクリエーションカヌーこの2つが今後ワールドマスターズゲームズ以後カヌーをどのように活かすかというところがポイントになってくるかなというふうに思っています。特に競技としてのカヌーに関しましては、私の本日の冒頭のあいさつさせていただいたんですけれども、今中学校での部活が非常に子供たちが一生懸命取り組んでいただいています。その中で、ジュニアオリンピックに出場であったりとか部活のほうでもしっかりと日々練習をしていただいで頑張っていただいています。そういった子供たちの部活としての競技また競技大会を今回緩和させていただくわけですけれどもまだ少し先ですけれども、国民体育スポーツ大会等々も令和13年にございます。そういったことも見据えてやはりその競技用としての選手育成、審判等の育成も含めてですけれども大会が開催されることによって合宿であったりそういうことにも繋がってくるかなということで、

1つは競技用カヌーとしての今後の展開が1つでございます。もう1つはレクリエーションカヌーとしてのカヌーのあり方でございますけれども、こちらに関しては、今スポーツクラブでもカヌーのいろいろ教室をやっていただいたりもしています。その中で、今吉野町にはこの津風呂の自然資源でカヌーというスポーツのプログラムが1つできる可能性があります。今まではあまりそのスポーツに関する体験メニュー、修学旅行メニューとかなかったもんですから産業ツーリズム、製材、割りばしまた吉野山の歴史資源観光とひっくるめていわゆる1つのプログラムの中に落とし込めるのかなと。そういったレクリエーション体験ができるようなカヌーの普及という形のこの2つが今後のワールドマスターズゲームズ以後の振興にもっていききたいなというふうに思っています。あと観光資源も答えさせていただいたほうがいいですかね。はい。

観光資源、本当にこれは先ほどの修学旅行も含めてですけれども実はこれも先ほど東大阪市長が来られた時にDMO連携できないかなという話をさせていただいたときに、ここも吉野はものづくり、当然木のまちとしての産業の体験的な見学コースがあるけれども、そこにプラスこういうふうなカヌーをできる形にもっていききたいな。いわゆるこれは先ほどのレクリエーションカヌーも含めてですけれども大きな観光資源として、今後活かすもんではあるということで認識しておりますので、そういったところでしっかりとカヌー艇庫を、拠点を生かしながら、なおかつ運動公園が近くにありますのでそういったところもひっくるめて観光資源として今後展開していきたいなと考えております。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

町長の話はよくわかりました。

そこで、その競技カヌーとレクリエーションカヌーというのは、同じカヌーでもどちらかと言ったら本当に競技をされる方そしてもしくはレクリエーションをされる方。その中で、先ほどお話もありましたように、7月11日に第1回津風呂湖カヌー大会がございました。実は私、審判でお手伝いをしていました。それを見ていて、コロナ禍ということもありまして吉野スポーツクラブのクラ

ブ員であったり、吉野町中学校のカヌークラブの子供たちのみ大会でちょっと小規模でしたけどもありました。7月22日から3日間、津風呂湖で小学生を対象したカヌー教室もございました。この教室は以前からずっと継続して吉野スポーツクラブが教育委員会から委託を受けてやっておる教室でございますけれども、見ていまして初めて中学校にカヌー部ができたということで中学生の子供たちがお手伝いをしていて、小学生の子供たちも一生懸命やると。これは何年も続いてきたもので小学生から高校、20歳未満の子供たちにとってはカヌーってというのは結構馴染んできていると思うんですけども成人の人たちがカヌーを体験する機会ってというのがほとんどなくて、確かに吉野スポーツクラブではカヌークラブというのがあるんですが、「いきなりそこへ飛び込むのにはなあ」という大人の方もいらっしゃいます。ですからやっぱり成人を対象としたカヌー体験とかレクリエーションのカヌーということで、町民にカヌーをわかっていただいて、「カヌーって面白いな」例えば使い方で「こういう観光資源にもなるよなあ」町民の皆様に理解を得られるようなそんな企画というのは今後考えておられるのでしょうか。お伺いします。

野木議長

中井町長。

中井町長

今、藤本議員がおっしゃっていただいたように、まさに町民の皆さん方が1人でも多くの方がこのカヌーを体験してもらおう。そして知っていただくというのは、一番根底ではないのかなというふうに思っています。

このワールドマスターズゲームが、一定の資本を投資しながらすばらしい艇庫ができて競技場ができた。その中でやはり自分自身はそのカヌーそのものを体験してもらおうことによって、いわゆるその資源を中心にまた周りの資源に目が行くってということにもなろうかなというふうに思います。そしてまた、新たな提案も出てくるのではないのかなというふうに思っています。それがいわゆる今年にはコロナによってなかなかその大きな大会にしろ、町民の大会が限定的なものになってしまっていますけれども、できる限り町民さんが親しむような来年以降ですね、ぜひやっていきたいなというふうに私も感じておりますし、

また、担当課とその辺の部分、これからのいろんなバリエーションを作ったカヌー体験、観光資源としてのレクリエーション修学旅行用もそうですし、今言うように町民さんが参加するカヌー大会、そういうのもぜひ企画していきたいなというふうに思ってます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

ありがとうございます。ぜひともそういう企画をお願いしたいと思います。続きましてカヌーも含めてなんですけれども、スポーツを通した町民のコミュニティの形成やスポーツ振興のことでちょっとお伺いしたいんですけれども、実はカヌー大会、先ほども話しましたように私は決勝の審判として参加してまして、決勝の順位判定とかタイムの計測、これはワールドマスターズゲームズに向けての審判の練習の大会っていうのも、ある意味あったかと思うんですけれどもそこに10人ほどの審判員が集まって、「ああや、こうや」「今度どうしようか」まあ、出てる子が皆知っている子ばかりやから「頑張りや」とか応援もあって、ある意味そこで小さな1つの地域コミュニティが形成されている。だから1つのことで、皆が話題を持って話をするっていうこういうコミュニティ形成、まあスポーツを通したまちづくり、小さなまちづくりになってこようかと思います。

今、こういうコロナ禍の頃ですけどもいずれは就職するのか、それとももしくはやっぱり一生僕はこの感染症第2のコロナがあるかと思うんで、変な話、僕が死ぬまでひよっとしたらマスク外せないのかなというような認識もしているんですけども。要はWithコロナの中で、町民の健康づくり、要はスポーツを通したまちづくりというのもやっぱり来年度以降考えていけないと思います。さすがにコロナにかからないっていうのはもう大前提なんですけども、町民の基礎体力の向上とかそういうのを含めたら、一人一人ウォーキングとかやっておられる方いらっしゃいますけども、やはり何人か集まって一つの目的を持ってやるというのはコミュニティの形成にもなるので、こういうことを吉野町としてはこれからどのように考えているのかという方針をお聞か

してください。

野木議長

中井町長。

中井町長

今、藤本議員がおっしゃっていただいているようなスポーツを通したまちづくり、特に今、たまたまカヌーでいわゆる一つのコミュニティ形成ができるという話を聞かせていただきました。まさしくそのとおりだなと思いますので、このスポーツを通したまちづくりですけれども、吉野町全体見たときにやはり高齢者の方が多い、その中で一番大きなネックというのは、やはり介護給付費というのはこれも直結するわけですよ。今、国でも県でも、介護給付費を抑制していこうという形でいわゆるコミュニティの形成であったり、また働く場所の確保であったり、生きがいを持ってもらうということが、一番大きなテーマになっているのかなというふうに思います。そういったところに、当然、スポーツに関しても、様々自分の好きなスポーツもあればまた不得意な部分もあると思いますけれども、それぞれ多様な切り口で、いわゆる健康を維持していくまた、介護を予防していく、そしてまた、子供たちにとってみても、新たなカヌーという子供が、生徒数が減っていく中でいわゆる多様な競技スポーツを体験できる。それはいわゆるスポーツクラブの今まで育んできていただいたノウハウであったりそういうことをいろいろ、多世代が、いわゆる混ざる機会にもなるのかなというふうに思っていますので、そういった、いわゆる健康の維持そして介護予防、そして子供たちの多様な競技スポーツそしてそこで生まれるコミュニケーション、そういった形での、まちづくりっていうのを進めて参りたいなというふうに考えてます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

はい。ありがとうございました。

本当に今、コロナがあって、町民体育祭とかもう2年続けて実施できないとか。本当にこうスポーツに携わる時間が減ってきてやっぱり健康づくりって高

齢者にとったら少しでもちょっとでも体を動かすことが大事かなというふうに思っております。さらに地域のコミュニティーの形成にも繋がりますので、是非とも今後この感染症対策を十分していただきまして、町民の皆様が、健康で、本当に生き生きとしたまちづくりとなるように期待申し上げ、質問を終わらせていただきます。

野木議長

度々になりますが、ここで新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、約5分間議場の換気のため休憩といたします。再開は2時15分といたします。

(午後 2時10分 休憩)

(午後 2時15分 再開)

野木議長

再開いたします。

続いて、山本義史議員より出されております

(1) 丹治川について

(2) デマンドバスについて

の一般質問をお願いします。

山本議員。

山本議員

5番、山本義史でございます。

質問の機会を与えていただきありがとうございます。

まず1番目は、「丹治川について」でございます。

いつも丹治区の皆様そして吉野山の皆さん、暮らし環境整備課の職員の皆さん丹治川のことを考えて頂きありがとうございます。

私は、丹治に住むご年配の方から、以前より「丹治川を考えてね」と再三、依頼を受けておりました。その方の考え方は、国立公園で世界遺産になっている吉野町の吉野山に下水道が通ってないのはなぜかということでございます。

その方は、吉野山の公共下水道が平成21年度に認可区域外となったこともよく知っていて、今現在吉野山に公共下水道を作ることができなくなっているこ

ともよく知っているのですが、法律を特別に変えてでも作るようにとの考えなのです。つまりその方は下水道ができない限り小さな川で人家の多い川の水質は完全にはできないとの考えだと思っております。私もそのとおりだと思っております。今後、公共下水道ができるかできないかわかりませんが、私なりにそのお年を召した方の依頼を受け、いろいろと考え、昔から計測していただいているヤマト環境センターの方々の意見も入れて、今日の一般質問をさせていただきたいなと思っております。

吉野町には、丹治川をはじめ津風呂湖川・千股川・志賀川・竜門川・柳川・小名川・左曾川・象川・西谷川などたくさんの吉野川に注ぐ小川がありますが、その中でも川の長さの割にダントツで人家の件数が多いのが丹治川であります。上流が吉野山、下流が丹治、水質は下水道が通っていない限り、ほぼ人家の件数に比例するというございます。だからこそ丹治川の水質の管理が非常に重要になってきます。

まず初めに、令和2年度の丹治川の水質状態について、吉野駅付近（吉野山地区から丹治地区に入る場所：仮にC地点としましょう）近鉄の吉野駅近くの水質の測定値と丹治地区を通過して、丹治川から吉野川に入るそのちょっと手前の丹治川の測定値（仮にD地点とします）今現在測定している「大腸菌群数」これ今測定しているのは大腸菌群数でありまして、大腸菌数とは違います。これまた後でちょっと関係性をちょっと説明しますが、今現在測ってます「大腸菌群数」や「BOD」（生物化学的酸素要求量：1Lに2mg以下でありなさいよ）「DO」（要存酸素量：7.5mg 1Lに対して）、「SS」（浮遊物質：25mg 1Lに対して）についても、数値を交えて町長もしくは担当課長の方から教えていただきたいなと思います。

野木議長

森脇暮らし環境整備課長。

森脇暮らし環境整備課長

丹治川の水質検査につきましては、令和元年度までは年3回実施しており、令和2年度からは年6回増やして水質検査を実施してきました。

検査結果につきましては、丹治区・吉野山自治会には結果を報告し、情報を

共有しているところですが。ご質問ありました結果についてですが、まず吉野駅周辺の結果について、「BOD」ですけれども、これは基準値が2以下となっておりますが、結果については、0.7から1.4となっております。「DO」ですが、基準値が7.5以上、こちらにつきましては、8.4から12となっております。

「SS」につきましては、こちら25以下が基準値となっておりますが、検査結果は0.5未満から3.4となっております。こちらにつきましてはいずれも基準値以内というところですが。大腸菌群数につきましては、一番低い時で490、一番多いときで1万7,000という結果となっております。吉野駅付近は以上です。次に下流域のほうになりますけれども、「DO」は、0.6から1.9、「DO」は8.0から11.0、「SS」につきましては不検出から3.0と。こちらにつきましても、いずれも基準値以内となっておりますが、大腸菌群数につきましては、1,300から3万5,000とこちらは基準値を超えておるような結果となっております。検査結果については以上です。

野木議長

山本議員。

山本議員

昔の数値からすればかなり良くなっているんじゃないかなと思うんですけども課長いかがでございますか。

野木議長

森脇課長。

森脇
暮らし環境
整備課長

元年度以前ですと、10万を超えたりしたときもありましたので、それから言いますと、数値の方は、良くなってきている方向にはあるのかなと考えています。

野木議長

山本議員。

山本議員

私が入手しました資料、自治会長にも渡っておるということですがけれども令和2年4月22日C地点、吉野山の吉野駅近くのこれは大腸菌群数ですけれども

1,300、D地点では4,700、6月11日C地点が1万3,000D地点が3万5,000、8月20日C地点が1万7,000、同じくD地点も1万7,000、10月15日C地点は3,300、D地点では1万3,000、12月7日C地点は1万3,000、Dは1,300、2月24日C地点は490、D地点は3,300という数字になって、非常に改善されていると思います。この結果は、吉野山自治体が住民に配ったでも啓蒙パネルといいますが「こういう水を綺麗にしましょう」というパウチにされたやつです、吉野山自治会用だと思いますが、ここに吉野山自治会というふうに書いていますので、「川を綺麗にしましょう」というそういう話し合いも自治会の中では、行われていましたし、暮らし環境整備課の職員の方々が額に汗して、歩いて点検ヒアリングをして、調査、啓蒙していただいた結果だと考えております。

もちろん去年はコロナのために吉野山にお客様が少なくなったという原因が要因があるかもしれませんが今年4月にしても、去年の11月にしても、去年の11月なんかでしたら、例年以上の例年の11月以上の観光のお客様がこられておりましたのでこの測定値においては、その影響は見受けられないと考えております。でも今後とも水質調査は重要で、必要であることに変わりはありません。今までの水質検査の方法と考察の考え方に対して、考えたことを少し報告させていただきます。

先日、いつも吉野町の河川を測定していただいております「野村興産株式会社 ヤマト環境センター」に行って参りました。

三上センター長と環境計量士五十嵐さんと話をさせていただきました。五十嵐さんとは2年以上前から電話で質問やアドバイスをいただいておりますが、今回直接会って話をすることができました。

三上センター長は、吉野町に関しては守秘義務があるため話すことはできませんよと、吉野町に関しては話すことはできませんよと、一般的な数値や事例はお話しますということの前置きを置きまして、大変いろんな参考になることを教えていただきました。

まず先ほどちょっと言いました「大腸菌群数」と聞けば、我々は大腸菌を頭に入れますので、浄化槽からの汚染というふうに考えてしまいますが浄化槽からの汚染に関しては大腸菌群数ではわからないということです。大腸菌群数は

5つの条件を満たす細菌がすべてカウントされてしまうということです。

ちょっとここ難しいんですけど一応こういうことがあるということで、1つ目は、乳糖を分解して酸とガスを生成する。2番目は好気性または通性嫌気性、3番は無芽胞、4番がグラム陰性、5番桿菌、この5つがあれば、すべて出てしまう。大腸菌群数と大腸菌数の関係というのは環境省が出しておりますこのパブリックコメント第3図、このちょっと小さくて見えないんですけども、ここにすべてが出ております。大腸菌群数というそういう群がありまして、その中に大腸菌があるということで、大腸菌群数が1万でも10万でも、大腸菌がゼロの場合もありますよと。もちろん、大腸菌群数がなければ大腸菌はないんですけど、そのグラフが書いてあります。1万でも10万でもこれ対数表示なんで、0がないんですけども、0をすべて0.1というところにしとるんですけどもその点々がたくさんあります。要は関係性はほとんどないということで、大腸菌を見ようと思っても大腸菌群数では見れませんよということになっております。

このパブリックコメントの中には、大腸菌群数の測定には、ふん便汚染のない水や土俵等に分布する自然由来の細菌も含まれると考えられ、実際に環境省が実施した水質調査結果によると水環境中において、大腸菌群数が多く検出されても、大腸菌が検出されない場合があり、大腸菌群数がふん便汚染を的確にとらえていない現状が見られた。或いは大腸菌群数は、その大腸菌の指標性が低いことが指摘されているというふうに表記されております。

大腸菌群数は、5つの先ほど言った要因を満たす菌は全て出る。大腸菌群数が大量に出ても、1万や10万出ても大腸菌数は全く出ないということがあるというのが、この第3図でございます。

ちょっと大きくしたやつもあったんですけど、どこかへ行ってしまいました。すみません。

参考に水質環境に関する法律ができたのは昭和46年にできたものでその当時は技術的に大腸菌数を分けて検出することができず、仕方なしに大腸菌群数を使用していたということで近々このパブリックコメントのように変更されるということでございます。

予備知識としまして、水道水については心配することなく、水道水に関わる水質基準は、平成 15 年 5 月に改正され平成 16 年 4 月より施行されているということで、大腸菌数を測定しているということですので、ご安心していただけたらと思います。

ヤマト環境センターの三上センター長によりますと、大腸菌群数は一般の家庭でも野菜や肉や魚などを洗っただけでまた雑排水、食べ残したものや調理した器具など洗っただけでも大量の大腸菌群数が出るというふうに言っておられました。また、井戸水を掃除した時なども大量に大腸菌群数は増えたりするそうです。また工場などの昼の休憩時間の前と後、全然違うそうです。つまり時間帯により厨房の雑排水が出る前と出る後では大きく変わるということですのでございます。これは丹治のご年配の方の考え方の中で努力して流した家庭や事業所の雑排水の数値を良くないとするなら、下水道を引かない限り完璧はありえないということと全く同じこととございます。

必要なのは川全体を汚しているのかどうか。ミクロではなくマクロで見ることが大切で、綺麗にすることを努力することは非常に重要ですし、大切なことではありますが、各家庭の排水を検査してもあまり意味がない。重要なのは最終的に吉野川に注ぐ丹治川の水質が問題になる。それには吉野山自治体、自治会、丹治区は協力して丹治川の水質を良くしなければならないということとあります。ヤマト環境センター三上センター長によれば、水質を注視するならば大腸菌群数は大きな問題ではなく、いろいろな要因でガンと一時的に上がったたりするのは当たり前のことだというんです。10 万 16 万それぐらいは当たり前だと言うんですね。大腸菌、また後でちょっとサンプリングの話もしますが、大腸菌数やむしろ、先ほど課長が言われたように、「BOD」（生物化学的酸素要求量：1 L に対して 2 mg 以下）、「DO」（要存酸素量：1 L に対して 25mg 以上）、「SS」（浮遊物質量：1 L に対して 25mg 以下）が重要だと。

特に重要な数値は「BOD」（生物化学的酸素要求量）であるということと。

「BOD」についても、このパブリックコメント……、このパブリックコメント自体は、大腸菌群数を今は見とったらあかんと、大腸菌数を調べなさいよというパブリックコメントなんですけれどもその補足的に「BOD」のことを

書いてあります。自然環境保全と3番のところでございまして、ちょっと読みます。

『現在の大腸菌群数の基準値設定には自然環境保全の利用目的は考慮されていない。一方、現行のBODの環境基準値設定時には、BODのAA類型の利用目的として自然環境保全が考慮されており、その考え方は「BOD（基準は2mgなんですけども）1mg以下/Lの河川は一般的にいて自然公園内等ほとんど人為的汚濁のない川であり、自然景観の面からすればもっとも適しているといえる。」とされている。』というふうに書かれております。

丹治川のBODは、令和2年度もすべての測定で2mg 1Lに対して下回っています。先ほど課長から話があったとおりです。吉野駅周辺ではパブリックコメントでもあった最も適しているといわれた1mgをも6回中5回クリアしております。また、以前令和元年以前の測定結果においても、「BOD」「DO」「SS」等も令和元年の特異点を除いては、良好な結果となっております。

今でできた令和元年の特異点のことについて少しお話をさせていただきます。令和元年8月、丹治区・吉野山自治会・吉野山観光協会・暮らし環境整備課の方々が、令和元年4月に大腸菌群数が49万出たということで話し合いが行われました。

私がいろいろな測定場所や測定日、測定の値等を見比べ、集まった皆さんにお話したことは2つございます。1つ目が、特異点すなわち特異数値を採用してはいないんですかというお話です。49番の数値の信頼性について疑問をもち他の日の数値や他の場所の数値、いろいろ比べてみました。

これがその時の資料なんですけど。いろんな日にち、いろんな場所のやつを全部調べました。例えば簡単に言うと令和元年5月15日、上流では大腸菌群数、これはもう大腸菌群数しか調べていませんので。1万7,000、吉野山のほうです。下流では4万9,000、これでも普通なんです。吉野山が1万7,000で流して、丹治を流ってそこから入っていく。雨とか天候によって若干変わる時があります。大雨が降った次の日とかその次の日とかは、水の量が多いので薄まることもありますけども、大体、上から流れてきたやつが下で増える。

ところが令和元年の4月9日、上流で先ほど言った大腸菌群数が49万という

数字が、下流では何と 4,900。100 分の 1 ですわ。

この 49 万というのは、特異測定値ではないのですかということをおつ今、いいました。このとき私は、ヤマト環境センターの五十嵐さんにも聞きました。

現状も含め詳しく説明し、状況の感想を聞かせていただいて、要約すればいろんなことを言ってくれていましたけども、詳しくは本当に調べないといけないうけども、特異点であろうということです。

どうしてそんな特異点が出るのか。このような特異測定値が出たのかというと、これは私の推定なんですけれども、ただそれは、ヤマト環境の人も大いに可能性があるというのがこのサンプルをとっている測定場所は鹿が水飲み場として多数集まる場所なんです。日によりは 3 家族ぐらい、十数匹が水を飲みに来ているときもありました。その鹿の群れが夜に大量の排せつ物を丹治川にし、その次の日にそのシカの糞だらけのところから、1 回きりのサンプルをして、測定したのではないかと考えております。

なぜそれがわかったのかということとその場所は、宿泊のプラン等で天然の蛍と紫陽花を見に行くプランを販売しており、その測定箇所には蛍を見に行く場所として、鹿が集まっているのを私も度々見とるわけです。

ヤマト環境センターの五十嵐さんもその可能性はあるというふうにおられました。その次に 2 点目、その会議で私が話した 2 二つ目のことです。

水質測定サンプルが 200m l の 1 サンプルしか取っていないということですからそれは少なすぎるのではないですかと提案しました。

先ほどからのこのパブリックコメントの中にもそのことが書いてございますサンプリングのこととございますけれども。これもちょっと読ましてもらいます。

『個々の測定地点については、以下の理由のとおり年間の測定値の 90% 値により評価することが適当である。環境基準の調査回数は毎月 1 日以上、各 1 日について 4 回程度採水分析することを原則とするとされている。大腸菌数は、衛生微生物指標として採用するため、これらの測定値のうち最大値の評価で評価することが望ましいと考えられるが、大腸菌数の測定値は、対数正規分布に従う特性があることから、これら 12 回のうち（ひと月に 1 回ずつとれば 12 回

とるようになります)、最大値を採用すると過剰に厳しい評価となる可能性が懸念される。』ということです。このため年に12回の測定値のうち、最大値1つを除外できる90%値評価が水質管理の面から適当であると考えられるというふうにこのパブリックコメントの中にも書かれております。

つまり、ひと月に1日は最低測定しなさい、1日の測定は4回程度しなさい。ヤマト環境センターの三上センター長は時間をずらして4回とったほうがいいというふうに言うておりましたけど、そしてそのあと幾何平均をする方がいいというふうに言うておられました。そして年間12回の測定値のうち最大値を取り除いた90%値評価が適当だと言われております。年間12回の測定値のうち最大値を取り除いた90%値評価が適当だ。つまり1回の特異測定値は除きましようということであります。ここまでが令和元年の49万の特異測定値の話でございました。ちょっと非常にわかりにくい説明だったんですけど、このあたりまでで町長もしくは担当課長何かご質問とかありましたら、もしご質問なければ私の今後の課題というので。

野木議長

森脇課長。

森脇
暮らし環境
整備課長

すいません。ちょっと申し上げられた49万の原因っていうのは、掴めてはおりませんけれどもその中で、ちょっと先に話されてました大腸菌群数と大腸菌数の話ですけども、言われたように昭和46年当時は大腸菌のみを検出する技術がなかったので、大腸菌群数で検査の方を基準とさせていただいておりましたが、現在では大腸菌のみを検出する技術が確立しておりますので、環境省の方でも、令和4年度からこの環境基準というのが見直されるように聞いておりますので、町の方の検査の方法についてもそのような形で検査をさせていただくようになるかと思っております。

野木議長

山本議員。

山本議員

ありがとうございます。

ちょっと時間がないので走っていきますけども。これらのことを加味しまして、私が考える今後のあり方について言いますと完璧を求めるなら丹治のご年配の方の考えのように共同下水道を引くことが完璧だとは思いますがすぐに行き得ることとして私が提案するのはプロに調べてもらい、本当に丹治川の水質が悪いのか、もし悪いなら何が原因で何が必要か。プロにサンプリングから解析まで調べてもらい、その対応策をも検討してもらったらどうかということでございます。現実的には丹治地区では臭いのするところがあるとか澱んでいるところがあると聞いています。それはそれぞれの対処策を検討すべきではないか。臭いのするところでは、川底の堆積物を取り除いたり、澱んでいるところでは川に砂利を入れてみたり、水を活性化させるものなどを入れたり、極端に言えば、澱んでいるところはコンクリートを入れて川幅を狭くして川の流れを良くしたりとか、そういった対策も一度プロの依頼をしてみて考えてもらったらどうかと思っております。丹治区と吉野山自治会との話し合いや吉野山自治会の丹治川を美しくするための啓蒙活動、暮らし環境整備課の方々には汗をかいて歩いて調べていただいていることを感謝しております。またいろいろな施策をしていただいておりますが、そのような配慮をしていただきたいと思います。

本当は意見を聞きたいんですけどもちょっと時間ございませんので、次行きたいと思えます。出てきた測定値だけで一喜一憂するのではなくて、科学的分析をして何をすればよりよい丹治川になるかをみんな一緒になって協力しあってみて考えていかないといけないなと思っております。今後とも丹治川の調査と検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、「デマンドバスについて」でございます。

先日デマンドバスを利用させていただきました。免許証を持っている人でも利用すると非常に便利だなと感じました。町外へ行かれています方々も17時までには帰ってくる場合でしたらデマンドバスを利用すれば、運転の面倒は省けますし、万一の事故もありませんし、駅付近の車をとめる駐車場もありませんし、出先でお酒を飲むこともできます。自家用車じゃないのです。大変便利です。

先日私が利用したのは、近くの停留所からあるレストラン行き、ランチを食べて、すべてデマンドバスですので、車、乗用車ではないのです。ちょっと昼

間の時にビールも飲むことができました。コンビニでお茶菓子とドリンクを買い、そのあと中荘温泉へ行きお風呂を出てからマッサージ機で無料のマッサージをして、少しW i F i を使ってパソコンして、最後帰るときにスーパーによって晩酌のあてを買って自宅へまいりました。合計5回の予約をして、半日を堪能しました。また、私はスマホで予約しましたが、電話で予約する場合でも、社会福祉協議会の電話受け付け対応も非常に丁寧でわかりやすい、親切であると評判でございます。また同時に考えたのが吉野町の活性化に繋がるなあ、デマンドバスの吉野町内すべてを完結することが非常に楽で便利であると実感いたしました。今までのスマイルバスとバスの時間を合わせたり、乗り換え時間を考えたりと不便でしたがバスで駅まで行って、町外で買い物をするパターンが多かったのですが、今のデマンドバスは吉野町内は8時から17時まで好きな停留所から好きな停留所まで好きな時間に無料で行けるのです。今までは吉野町外に食料品を買いに行っていた人が、町内で買えば非常に便利です。行って帰る1時間、30分買い物をしてまた帰るとか。それが予約できるわけです。吉野町内の購買が促進されると思われれます。免許証を持っている人も、免許証を返納した人も、もともと免許証を持っていない方々も、いろんなところに便利に行けるのでお年寄りの方も大いに外出する交通手段になると思われれます。そこでデマンドバスの実証試験運転を行って2ヶ月ですが、今のところ素晴らしい交通システムだと評判されていますがさらによりよいデマンドバスにするための施策や改善点についてお尋ねします。

時間がございませんのでずーと行って、できるところだけ話していただいたらと思います。

今まで空気だけ運んでいたんですけどもそういうロスがございませんので効率が良くなっています。今まで行けなかったところにも停留所を作り始めていただいておりますが、今後停留所の増やす目的はどのように考えられておりますかということ。かためてちょっとお答えください。

2番目、現在の試行的なデマンドバスは、午前8時から午後5時までの利用となっているが、今までスマイルバス利用で午前8時までと午後5時以降の便の吉野町民利用者への対応はどのように考えておられますか。

私ちょっとこう、報告を、折れ線グラフに積算しました。確かに7時、9時、10時、非常に多いですね。この辺り人数がちょっと乗車率をオーバーしているんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりどうされるのかということ。

それから、非常に高評価のデマンドバスですが、大変便利だということで、利用が例えば2倍、3倍になったとき、町民の方が希望した時間とおりに運行できなくなるようなことはないんでしょうかね。またそのような需要の増加に対して、どのような対策を考えられているかというのを教えていただきたいと思っております。

ちょっとへし折ります。スマイルバスで一番乗車率の高かった上市駅から宮滝間の吉野町外の観光のお客様は今後どのように考えておられますかということでございます。今年3月の吉野万葉整備活用基本計画を見せていただきました。今後宮滝という場所が脚光を浴び、今まで以上の観光名所になった時、駅からの動線をどのように考えるか。計画上で必要になるのではないかと考えておりますので今後とも検討をお願いしたいなと思っておりますけれども、私が議員になりたての4年前は、毎回スマイルバスについての一般質問をしておりました。その時はスマイルバスの通らないところに一部デマンドタクシーというのが通っておりました。その頃担当しておりました総合政策課の小泉課長や坂本主任に、吉野町内にデマンドタクシーのようなバスは走らせられないのかと、何度も何度も聞いていましたが、あれから4年でデマンドバスが導入されたのは素晴らしいことだと思っております。デマンドバスは今後吉野町の宝物になると思われまます。できるだけできる範囲で、町民の方の意見も聞きながら、よりよい吉野町の交通機関になっていくよう期待しております。今後ともよろしくお願ひしますということで、もし時間がございませんので上滝議員がこの後されるみたいですので、そこでもう回答ということで、ちょうど30分から……。

野木議長

山本議員。

山本議員

はい。

野木議長 　ただいまもう30分経過したんですけど、理事者側の答弁がまだひとつも出て
ませんので、特別に延長を許可したいと思います。

山本議員 　わかりました。

野木議長 　答弁求めてください。

山本議員 　議長。ありがとうございます。采配をしていただだけ考慮していただきまして
ありがとうございます。どれでは担当参事お願いします。

野木議長 　北谷参事。

北谷協働推 　ご質問何点かありましたので、まとめて答えさせていただきます。

進担当参事 　いろいろ、実際に体験していただいて誠にありがとうございます。

スマイルバスのバス停は、町内143ヶ所でした。デマンドバスの運行は10人
乗り、8人乗りの乗用車の計5台で運行を始めました。中型、小型バスで運行
ができなかったところまで通行できるようになり、公民館や集会所病院の近く
まで新たに89ヶ所が追加され現在は町内に232ヶ所となっております。

この件について、ご指摘のように定時定路線以外のエリアまで車両が運行可
能となりました。町民の利便性は向上したものと認識しております。なお、追
加した場所は、基本的にデマンドバスの車両が通行に支障がなく、近くで旋回
が可能な場所、現地に出向いて確認させていただきました。それと乗降場所の
間隔ですけども、このような条件のもとに概ね400mぐらいの距離で、設定さ
せていただきました。当然、先ほど言いましたように安全に旋回可能や乗降で
きない場所はそれの例外もございますが、基本はこのような場所で選定させ
ていただきました。今後、今おっしゃるように実証運行ですので、利用ニーズ、
また区長さん方のご意見を聞きながらこの乗降場所を基本としまして、改善点
があれば変えていきたいと考えております。

次2点目でございます。

山本議員 今のコメントに対してちょっとだけいいですか。すみません。

野木議長 はい。どうぞ。

山本議長 言われれば増やすという体制ではあかんと思うんですよ。どんどんどんどん停留所ばかり増えていきますので、やはり何かの一定のルールを持って先ほど言った迂回できるとかそういうような条件をもって増やすべきだと考えますので、検討よろしく願いいたします。すみません。

北谷協働推進担当参事 ありがとうございます。

もちろんそのように考えておりますので、ちょっと言葉足らずで申しわけなかったです。

野木議長 参事まだありますか。答弁まだありますか。

北谷協働推進担当参事 何点か。

野木議長 できるだけ簡潔にお願いします。

北谷協働推進担当参事 2点目でございます。当然、デマンドバスは今実証運行の段階で、朝8時から5時まで運行しています。スマイルバスは6時半から夜8時まで運行していますので、デマンドバスの利用できない時間帯についても、今後検討しなければならないと思っています。朝の特に時間帯は通勤通学に使っている、毎日使っている方が多いと推測されますので、この時間帯が予約に適しているかどうかということも踏まえて、今までのスマイルバスの定時定路線を残すかどうかということ。

あと、夜の時間帯も利用頻度に応じて定時定路線かもしくはデマンドの時間

帯を拡張するかも検討して参りたいと思います。もう少しだけ、すいません。

宮滝への観光面でのお話ですけども、現在は具体的な案はございません。ただし、現在のスマイルバスの運行がこの宮滝の部分が、観光客が一番多い路線であると認識しております。ですから特に季節的には4月、5月、7月、10月ここが多いと認識しております。何らかの対応を考えていかなければいけないと思っています。追加して現在、この路線で川上村のやまぶきバスが走っておりますので、来年度は川上村の予定ではバスが平日4便、土曜日が3便走る予定でございます。ここも踏まえて検討して参りたいと思います。以上でございます。

野木議長

山本議員。

山本議員

ありがとうございました。

延びましたこと、大変申し訳ございません。議長、ありがとうございました。

野木議長

それでは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、5分間議場の換気のため休憩といたします。再開は2時55分といたします。自席にて待機願います。

(午後 2時50分 休憩)

(午後 2時55分 再開)

野木議長

再開いたします。

続いて、上滝義平議員より出されております

(1) デマンドバスの運行状況と今後の見通しについて
の一般質問をお願いします。

上滝議員。

上滝議員

6番、上滝でございます。

先ほど来、山本……、名前なんやってんな。

山本君の方からデマンドバスの一般質問をされました。

私、もう今日は一般質問をするのは、重なっておりますので何を言おうかなと言って思って思案しておるところでございますけれども、まず先ほど議長のほうからデマンドバスということで、私自身の質問は、今年7月からデマンドバスの実施を試験運行が始まりましたが、住民の皆さんからは運行時間の制限や自由乗降ができないなど不便になった面もあると聞いておりますので、このことについて、私なりに改めて質問をさせていただきます。

先ほどらいが答弁。皆さんにちょっと、町長はじめ各担当の課長から聞いておりましたが、難しい言葉がよく出てきます。官庁用語ではなくってやっぱりわかりやすく、聞く人がわかるような言葉を出して答弁をしていただきたいなとまずもってお願いをします。そのまず、町長。初めにこの言葉、町長はご理解しておると思えますけれども、デマンドバスのデマンドって何ですか。教えてください。私わかりませんねん。

野木議長

中井町長。

中井町長

デマンドっていうのは、自分の行きたいときにいつでも行けるようなシステムのことでございます。

上滝議員

なるほど。要するに漢字2文字で言うたら供給・需要の需要ですな。使い手がおるからその便宜を図って、住民サービスの1つとしてやると、しかも高齢者比率が吉野町は非常に高い、そんな中でのサービスがそれしかないというような思いでやっていただいたことに対し感謝をし、皆さん方がデマンドバスの活用が非常に良いと言う人も聞きますし、悪いと言う人もおります。スマイルバスの方が便利だったという人もおります。そんな中で、私なりに担当課長にまず1点目お伺いしたいところがございます。

「デマンドバスの運行状況について」担当参事からの答弁を求めるわけでございますけれども、デマンドバスの利用者登録数や予約状況、並行して運行し

ているスマイルバスの利用状況の変化などについて、どのような状況かお聞かせ願いたいと思います。

野木議長

北谷協働推進参事。

北谷協働推進担当参事

お答えさせていただきます。7月の利用実績について説明します。

まず、デマンドバス利用登録者数でございますが、8月末現在で883名でございます。それから7月の1ヶ月間のデマンド利用ので、乗車数805回でございます。8月の1ヶ月間のデマンド利用延べ乗車数が861回、約56回増えております。7月、8月のデマンド運行日数は25日間でございます。運行の1日の平均利用者数は32人、7月が32人、8月が34名でしたが、ここ8月のお盆過ぎから平均的に40名から50名の利用人数という推移になっております。

次に予約件数は、7月から8月末現在で1,670件でございます。それとスマイルバスの利用上の変化でございます。これは7月の利用上の変化をとらえておりますが、スマイルバスの利用者数は1,269人。同年同月では1,451人と比較して182人の減少。6月の利用者数が前年度とほぼ同数であったことから、7月はデマンドバスの導入によりスマイルバスの利用が約15%減少したものと考えられます。午前の便の乗車より、午後の便の乗車数の方が検証が減少率が大きくなったとなっております。以上でございます。

上滝議員

はい。先の質問をさしていただいたんですけども、質問内容を申し上げたんですけども、実際、停留所の問題がありますわな。このデマンドバスは私自身は、それでいいのかなと、要するに家の近くまでもう乗り降りを十分したって欲しいと、南国栖から宮滝の広域消防のどこまでスマイルバスでは手を挙げたら停まってくれ、また降りる時には降ろしてくれと言うたら降ろしていただいております。私は、数少ないかって時間があればもう近くまで行ってあげて、そしてどこでも降ろしてあげると、停留所みたいなものがなくても降ろしてあげるといようなことをしていただければならないと、どうせするなら、また住民の方からこんなことも聞きます。

「デマンドバス良いバスできた。しかし、体が不自由なんで乗り降りができない。介助がいる。どねんしたらええやろ。」まあ、スマイルバスも同じことやけどもそんな方々が若干おられることを認識しておりますか。

野木議長

北谷参事。

北谷協働推進担当参事

まず、自由乗降のご質問から答えさせていただきます。

自由乗降はスマイルバスを利用いただく際に、自由乗降区間において安全な場所で手を挙げていただいて乗車していただいております。

(「どこでも」の声あり)

まず、自由乗降の区間は南国栖から菜摘、宮滝の手前までの区間でございます。

(「それだけ決まっただけ」の声あり)

はい。自由乗降の区間はそうです。

(「いや。スマイルバスではな」の声あり)

はい。

上滝議員

デマンドバスでは全町全部できへんのかっていう話を今してるんやで。

(「はい」の声あり)

それはどうですか。まだ検討中ですか。

北谷協働推進担当参事

現在、デマンドバスはスマイルバスの運行状態を基本に考えております。そこについてはまだ現在のところ予定はございません。

上滝議員

検討する余地は。

北谷協働推進担当参事

まずその点について、現在考えられることを申し述べたいと思います。よろしいでしょうか。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

はい。自由乗降ができたなら一番望ましいということだけでおさえておきます。しかし、迎えに行く時にできるだけ家のそばまで行ってあげられるようにしてあげてほしいと、なぜなら身体障害者の数が吉野町内で300人か、500人か何人おるのか、俺は知らんけどもたくさんおる。また体の不自由な方が介助かなんかあったらそのバスには乗れない。そういう人もおる。これは確かです。

そのことの配慮をどないかできるものならして欲しいという検討の余地はございますか。

野木議長

北谷参事。

北谷協働推進担当参事

現在、ご指摘のようにデマンドバス・スマイルバスは1人で乗降できる方が基本となっております。デマンドバスについては、乗降しにくい方は介助者が同乗していただいて乗降していただくことは可能としております。また体の不自由な方、また介護認定されている方については、福祉有償運送という違う制度のサービスがございます。その部分もあわせて活用いただき、移動手段の検討をしていただきたいと思いますと考えております。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

もう1つスマイルバスでは、先ほどらい山本議員の質問に答えておったと思いますけども時間的にスマイルバスは6時半から夜の8時までですな。

私のお願いは、皆さんのお願いですけれども、一部のお願いですけれども、今8時から5時までですね。令和4年の4月からは、スマイルバスがなくなって、デマンドバスだけに限ると。そのデマンドバスが同じ時間帯でなければ、スマイルバスとの同じ時間帯でなければそれを活用することができないと、だから、6時半からデマンドバスも8時まで運行していただけないものかどうか聞いてくれとこういうことでしたけどもいかならうものでしょうか。

野木議長

北谷参事。

北谷協働推進担当参事

先ほどの山本議員さんの話にも重複するんですけども、現在ご指摘のように、デマンドバスは実証運行の段階でございます、朝8時から5時です。

当然その今のスマイルバスの時間帯をカバーできるものではないと認識しております。またデマンドバス導入の際に、住民の説明会24ヶ所まわらせていただきました。そのときも同じような質問が多々ありました。当然その課題を認識しております。まず朝の早朝、これについてもある程度一定程度のAコース、Bコース特に利用があります。これについては、現在どのようにカバーするか。ご指摘のようにデマンドバスを時間帯延長するのか。今のスマイルバスの定時定路線でいいのか、検証させていただきたい。朝の時間帯は特に毎日通う方が多いと思います。その時に予約が不向きがどうかも考え、また夜の時間帯についてもデマンドの時間を延長するか。定時定路線を残すのか、いずれにしる何らかの運行は必要と考えています。また、財政面のことも効率面も考えて、いろんな方法を模索したいと考えています。以上でございます。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

とにかく難しい問題ですけれども、供給と需要とあってデマンドバスを使う人が増えるとこれからは、私自身思いますわ。今、高齢者比率は51.5%、人口の51.5%と聞いておりますが、人にしては65歳以上は現在3,500人程やろ。ちやうんかな。はっきりした数字わからないけど、大体3,500人だとする。

住民サービスでほんまに吉野町の大事な施策の1つやと私は思うんですけども実際、一般の方々の思いや願いは、住民ただ一つの大きなサービスにできるだけのサービスをして欲しいという声がたくさんございます。

実際、介護保険料、国民健康保険、後期高齢者保険料が高い、高い。

高いのか、安いのが各市町村と比較せなあかんんですけども相当、私から見たら高いと思います。それも国の施策に応じて、県の指導にのっとって、やっ

ておられるから問題はないと思いますけども公共料金が高いのは非常にしんどい話やという話をよく聞きます。またつい最近水道料金が、中井町長……

野木議長

上滝議員、ちょっと申し上げますがただいまの質問は通告内容外であると思われるので会議規則第61条第1項及び第2項の規定により一般質問通告書に従って発言をお願いしたいと思います。

上滝議員

はい。わかりました。

関連して物を言うつもりですけれども、そんなことで住民あつての行政っていう思いでしっかりと、このサービス業の一つとして時間的な問題、乗り降り自由な問題等々、検討をしていただくようお願いを申し上げます。

次に、住民の皆さんからいろんな意見を町長に対して答弁をしてくれということ、ここに私書いてあります。現在、重複しますけれども、現在スマイルバスは宮滝の消防署から国栖に、南国栖にかけては自由に乗り降りできる区域になっています。これスマイルバスのこと言うとするねんな。

また、スマイルバスは一部日曜日の運行も……、日曜日やっとなかいな。これ。スマイルバス……。知らんねんさ。はい。どうぞ。

(「議長、よろしいですか」の声あり)

野木議長

はい、どうぞ。

北谷協働推進担当参事

今日の日曜日の運行でございしますが……

(「やってへんの」の声あり)

Bコースいわゆる南国栖から上市駅の部分だけ、日曜日は一部運行しております。

(「なるほど」の声あり)

野木議長

上滝議員。

上滝議員

ほんだらデマンドバスは、日曜日はしないということ。

しとるの、今。

野木議長

北谷参事。どうぞ。

北谷協働推進担当参事

デマンドバスについては、月曜日から土曜日運行しております現在……
(「日曜日はしないということ」の声あり)
運行しておりません。現在は運行しておりません。

上滝議員

来年の4月からまた考える可能性もあるということ。

野木議長

はい、どうぞ。

北谷協働推進担当参事

よろしいですか。
当然、先ほどの質問と重複するところがあるんですけども。日曜日の運行、利用状況もチェックしております。
ですので、利用人数また便数、するかしないか、財政的な面もあります。それと社会資源いわゆる奈良交通とか運転士さんの面もありますので、そこも総合的に勘案しながら検討して参りたいと思います。以上でございます。

野木議長

はい、上滝議員。

上滝議員

町長ご自身何回も同じことを担当課の方に聞いておるわけですがけれども、早朝や夜間の運行もあって、学生の利用もできません。いやいや時間的に制限されたら学生などの利用もできましたが、デマンドバスは利用時間には制限があるようになりました。8時から5時っていうっていう決まりですね。これらの課題にはどう対応するか、町長ご自身のお考えをお願いを申し上げます。

野木議長

中井町長。

中井町長

ただいまの上滝議員の質問にお答えをさせていただきます。

スマイルバスからです。スマイルバスからデマンドバスに変わった経緯でございませけれども、いわゆる定時定路線の形でのこれは当然ただではないもんですから、町民さんは費用 200 円払っていただいていますけれども、この運行費用というのは、町財政を使いながらスマイルバスを運行してきたと、あとは、上滝議員のおっしゃったように高齢者が非常に多い。その中で、やはり地域、公共交通形成網の計画の中にもありましたように、買い物に行きたいけども、いけない。75 歳以上の方の単身の方が 44%いるとやはりこの吉野町に住み続けていくためには、従来とおりのスマイルバスの継続では、やっぱ非常に厳しいと、

だからこそやはりデマンドバスという対応で、まずそこを救おうということでやらしていただきました。当然、今までの補っていた部分が若干減る部分もあるかもわかりません。それが今、スマイルバスとデマンドバスを実施運行も含めながら、並行的に観光のことも含めて調査研究をさせていただきます。その中で、費用面も必ず出てきます。今後ですね、有償のデマンド的なことも視野に入れながら、いろいろなことを経費的なもん、そしてまた町民さんのニーズを踏まえながら、来年度以降一つずつでも積み重ねるものそしてまた今最優先にやらないといけない交通体系を作っていきたいなというふうに思っていますのでご理解いただければなと思っています。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

町長もう一つ、お願いというよりも声ですけれども、デマンドバスを利用してデマンドバスの活用は町内に限ると聞いとるんですけれども、私思いますのに町内のみならず南奈良総合医療センターの病院だけでも、健康を守るという意味で、コロナの問題もありましようが、いろんな問題がございます。

そんな中で、令和 4 年度から南奈良総合医療センターまでバスを出していただきたいなど、こういう声もありましたので付け加えますが、そのことに対してどう思うかお答え願いたいと思います。

野木議長

中井町長。

中井町長

町民さんのニーズ、お声っていうのはもうそのとおりだと思います。

いろいろなサービスっていうのは無いよりある方がいい。当然そのニーズっていうのも高齢化の中でおきてくることでございます。そこに付随してやはり今タクシーのですね、民間タクシー事業者等々のこともあります。ですから、いわゆる吉野町の中で、それが一足飛びにできるのか、もしくはまずは町内の中で移動できる、段階的に金のことも含めてそしてまた、民間タクシーの圧迫にならないように、そのことも配慮しながらですね、考えていきたいなというふうに思っています。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

もう時間、もう最後ですけども、とにかく皆さんの側に立って行政を推進するんだという意味と今のデマンドバスに対しては町民の皆さん方からは大変ありがたい事業で、嬉しいけれどもお金を払わないのは、なんか気の毒など、今まで200円やったのに、今はただやと。「なんぼかでもとって欲しいんだけど、よっちゃん、どねんかできへんものけ」っていうような相談もあります。

私はただっていうよりも、そういう南奈良行くとか、時間を延ばすねやったら延ばすとか、住民の皆さん方の家の近くまで行って大サービスするなら、お金200円もらってもええと私は思いますよ。何でもただではね、ちょっと具合悪いと、やっぱり金なければ事業ができないねんからそのところしっかりとただやさかいに、ここまでの範囲で止めとけよというようなことのないよう、よろしく願いをして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

野木議長

たびたびですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のために約5分間議場の換気のため休憩といたします。自席で待機を願います。再開は3時25分

といたします。

(午後 3時18分 休憩)

(午後 3時25分 再開)

野木議長

再開いたします。

続いて、上佳宏議員より出されております

- (1) 丹治川の水質改善に向けて
- (2) 町営住宅の建物管理について
- (3) ゴミ問題③

の一般質問をお願いします。

上議員。

上議員

3番 上でございます。

よろしく願いいたします。

私のほうからは、3つご質問させていただきたいと思っております。

まずは、先程来山本議員からもご質問があった内容に関連しておりますが、丹治川の水質改善に向けてということでございます。私もつい先日、水質検査に立ち会っておりました。過去、古くは平成5年からずっとこの検査というのは続けられておりまして、ポイントも絞り、回数も増やし、その検査の結果は、私もいただいておりますし、いろいろ私も考察するところでもありますし、丹治の皆様をはじめ吉野山自治会の皆様にもご協力をいただいて水質の改善に繋がってきていると私はそのようには考えております。ただ、やはりこれからのことを考えると、もう少し計画的にいろんなことを進めなくてはならない時期にもう来ているというふうに考えております。

ひとつは、私は仮定を立てておるんですけども、この丹治川の水質のいわゆるB地点と言われているところでは、そのその水質の問題に関して言うならば、私おそらくこの問題は浄化槽の排出だと思っております。

丹治川のいわゆるD地点と言われているところ、最終の河川合流するところ

でございますが、この最終に関してはこれも浄化槽から出る丹治内からの水質だと思っています。これはおそらく細かな数字の話ではなくて、大きなところをとらまえると間違いない話じゃないかなと私は感じています。令和2年2月にこの浄化槽の管理をしようと啓発パンフレットを吉野町の方でお作りいただいて、各吉野山自治会の方にも回っていただいて、括弧で浄化槽の適正管理ということについていろいろ進めていただいた結果、水質は改善している方向だろうと私は思っています。しかしこれからの対策というのを作らなければ、その検査方法をどう変えるとか回数を増やすとか、そういったことだけでは、おそらくもう解決できないところまで来たんじゃないかと考えております。

このまず対応策をどうするかということについておそらく担当課からもう毎回この話は皆さん方に上がっておられるんじゃないかなあと思うんですが現状どうお考えかお聞かせいただきたい。お願いします。

野 木 議 長

中井町長。

中 井 町 長

上議員の質問にお答えをさせていただきます。

丹治川の水質について、これは丹治川そのものもそうですけれども先ほど上議員がおっしゃっていただいたように、浄化槽のことも含めてですけれども、短期的にできることと中長期的にやっていけないといけないということでございます。短期的には、先ほどチラシによる啓蒙でございますけれども合併浄化槽については義務づけられている年1回の以上の汚泥の引き抜き、年3回以上の保守点検、年1回の11条検査を必ず実施していただくように関係機関と連携して先ほどのチラシ、啓発、指導等に努めるというのがこれがもう大前提になってこようかなというふうに考えております。

そして、中長期的には、やはり生活排水の改善に向けて生活排水処理計画により生活排水処理の整備を努めるとこれをやはりやっていけないといけないということで、括弧の水洗化の推進であったり、下水道の整備にあたっては、認可区域でございますけれども、そこの接続率を必ず高めていくということでございます。そして、令和12年度には、生活排水処理を51.2%から61.3%に引

き上げるという目標、こういった数値を決めてしっかりと取り組む、こういった短期的な部分と中長期的な計画を持って進めていることが大前提になってこよかなというふうに現時点では考えております。

野木議長

上議員。

上議員

おっしゃるように当然ながら下水道の復旧やそういった数値加入率が、これから劇的に改善すればいいんですが私現実的ではないと思っています。

そんな中で、私をご提案するとすればこの浄化槽の点検についてももう少し行政側でも、一部費用を負担するなどして吉野町中にある、丹治やその吉野山だけに限らずもう少し点検を充実させていこう、最終の出口のところの水質を向上させていくことで吉野町中の川の水質を上げるんだという取り組みにつながっていくべきではないかと思っています。これはそうびっくりするような金額では実はないと思っております、一部助成するというわけですから、当然ながら各戸の負担もお願いしないといけないんですが、必ずその水質向上するためにやっていただくようにある程度の予算を割いていただくべきではないかなと思っています。そうしていただくことが、一つの解決に繋がるんじゃないか、長年私もこの質問何度も実はさせていただいてまして、いろいろ地元の方も丹治川の問題は、丹治で一番の問題この丹治川の水質なんだという話を何度も私も聞かされて、かといって、大きな改善するような方法というのは、前には別の答弁いただいてましたけど現実的ではないと私も思っていました。ですが、もう今に至っては、その浄化槽の最終の排水のやはり濃度、水質の問題が一番の原因だということがほぼほぼ突き止められてると私は今思っています、ですのでそこに何とか手を差し伸べていただいて協調して、この問題を解決する方法を早急にさせていただければと思っています。いかがでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

今、上議員の方からご指摘また提案のあったように基本的なこと、これの徹

底かなと私自身も思います。そういった点検助成をするにあたっては個々の町民さんの意識を高めていくという、これがすごい大事かなというふうに思っています。我々山間地域に住みながら水というのは当たり前のように資源を、飲料水があって川が流れている、その中で今、世の中見てもこの水というのは、資源というのをどういうふうな形でとらえていくか、これはいわゆる町からのメッセージもこれから当然必要でしょうし、作業用の排水として、また生活排水としてこの汚染の原因になっているのも、今おっしゃるように水質、川の問題、生活排水の問題が大きく響いてきます。その中でやはり点検の強化していくまた助成をしていく中で、そのメッセージをどういう形で出していくかというときにおそらくちょっと話は違うかもわからないですけども、関連するんであれですけどもいわゆる、学校の跡地利用とか企業とか、いろいろこれからカーボンニュートラル含めて、企業が来ていただくための、いわゆる環境に対する取り組みっていうのは非常に大きいかなというふうに考えてます。ですからSDGsっていう中にも水質改善というのは必ず載ってきますので、そういったことをトータル的に考えて、一人一人が水の大切さを意識できるような形のメッセージの中で、今のような、点検の助成とか考えていきたいなと思っております。

野木議長

上議員。

上議員

お話、十分私も理解しています。その一番大事なことが、啓発だということも当然のことでございますのでいずれにしても、この制度的なものをもう少し整備していただきたいということには変わりません。それは早急にしていただくことで今のお話で、皆さんにとって利益のあることだと思いますので、早急にやっただけのものと同様に確認しております。

次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問は、町営住宅の建物管理についてのご質問です。

まず当然ながら吉野町にたくさんの町公営の町営住宅というのがございますが、私はその中でも階段状の住宅、階段室型と言われるものですが、ある程度

高層のマンションタイプとでも言うんでしょうか、住宅について特にその中でも整備がされていない上市駅東口町営住宅と、吉野駅前町営住宅について実際の計画ですとか、細かなところをご質問したいと思っておりますが、まず中井町長この2つの住宅を最近見られたことがございますか。

野木議長 中井町長。

中井町長 直接訪れたということは、今ここ数ヶ月はございません。

野木議長 上議員。

上議員 私担当課の方ともう建物の長期の修繕計画というのを見せていただきまして、内容は理解しております。ただ当然ながら、長期間の建物の保守管理に関しては、例えば防水が痛むですとか、外壁の改修が必要だとか構造上の問題があるだとか設備の大きな問題があるとか、当然建物の位置関係によっては日影の問題があるので、どうしてもカビが生えやすいとか、いろんなことがあるので、長期的な計画で補修改善の予定をさせていただいているというのは知っています。ただ現状、私が見た限りですが、入口の扉が塗装が剥がれていたり、階段がもう塗装がはがれてもう汚い状態になっていたり、手すりもボロボロになっていたり、日常使えるような状況かどうか私もちょっと不安なぐらいのところが散見されます。これは高齢化をしているのは当然ながらなんですが、上層階に住んでおられる方も、引っ越しができないということも当然あって、お掃除が当然共用部のお掃除ですので、交代でされているんだろうと思いますけれどもなかなか、手をつけることはできない。扉なんかの、これ、外から勝手に塗るわけにもいかない状況にあります。内側でしたら専用部ですので、対応できると思うんですが、この共用部に関するところで階段室型ですから、廊下がないわけですから皆さん、例えば4階の方は毎日1階から4階まで見ていかれるわけです。そんな中で塗装が剥がれた扉のようなもの私も見ましたし、それが1件や2件じゃない、ほとんど。大変な状況になってます。そういう中では、こ

の長期の修繕計画も大事なんですが、当然そういう、日常、どうしても目にするようなところだとか、安全に関わるところ手すりに関わるところというのは、この長期の改善計画ではなくて当然保守管理としてやっていただきたいというふうに思っています。私も実際に見ましたし、そういう話もよく伺います。ここは誰がやれるの、やったらいいのと、当然ながらできないということもあると、そういうことも考えて実際そういうことにやっていただける予算があるのかないのか。また早急にやっていただけるのかどうか、お答えください。

野木議長

中井町長。

中井町長

町営住宅の管理、計画でございます。

これは上議員おっしゃっていただいたように長期的には長寿命化計画に基づいて修繕の予算を組んでやっていく、ただ今おっしゃるような短期的な部分いわゆる必要性がある部分が、なかなか古くなればなるほど想定を超える範囲で、でてくる。これはおそらく吉野町だけに限らず、全国のそういう公営住宅というのが大きな課題になっているのではないのかなと、やはりこれは民間が管理しているのとやっぱり行政が管理している、この違いもあるんではないのかなというふうに考えています。その中でやはり30年以上昭和おそらく耐震の基準の前後だと思えるんですけども30年以上を経過してもやっぱ6割ぐらいがやっぱり全国みてもあるわけですね。その中で建物の老朽化と、入居者の高齢化、この2つの高齢化が非常に大きな中でこの管理そのものをどうしていくかっていうことも根本的には考えていかないとあかんときにきているのではないのかなという思いもあります。その中で多分、おそらく早期に修繕できる場所があれば早めにすれば、その分修繕料も変わってくるわけですから、今短期的に見たときに今の管理体制ではなかなか部分的によっぽどのところであれば、やはりそういう形で直せるんですけども、やはりそれが何か所もなってくるということになればやっぱり時間が遅れてくるっていうのが今の現状ではないのかなというふうに考えていますので、長期的にもやはりどこの町営住宅をこれから残していったらいい、やはりリノベーションしていったらいいのかということと

含めて今入居されてる方が非常にやっぱり高齢者の方が多いのでその怪我とかそういうことに繋がりがねないところがありますので、しっかりとそこはもう一度担当としっかり連絡を密にとりながら、管理体制も含めてまた考えていきたいなと思ってます。

野木議長 上議員。

上議員 是非、長期の修繕というよりは細かく修繕していかないといけないところの予算を立てておいていただきたいと。それが予算上になかったので現実、外壁改修と一緒に、おそらく扉とか階段とかも全部回収するような計画になっています。それではなかなか手が届かないところもあると思うので、かといってそれを見て見ぬふりをするようなまねではなくて実際に対応できるようにお願いしたいと思っています。

次のお話に進めさせていただきますが、次は私はごみ問題についてお話を伺いたいと思っています。

前回、ゴミ問題についてご質問させていただきました。これは私がこの2月、3月に最初の議会の答弁から続けてご質問している内容でございます。

前は6月の議会でもございましたが、交渉中のためかその経緯が報告できないというふうな話で終わったかと思えます。それ以降今回お話が十分進んでいると思いますので例えばその具体的な話ができなくてもどっかのA団体だとかわからないようにしていただいて結構ですから現状についてご報告いただきたいと思っています。お願いします。

野木議長 中井町長。

中井町長 6月議会のときにも答弁をさせていただいたかと思えます。このゴミ処理基本計画ができて提言書のあり方検討委員会の提言書にもありました。その中に、6月答弁でも、他の自治体や組合等への処理委託ができるよう優先的に交渉するという文言を尊重して吉野町としてはそれを最優先に進めているということ

でございます。このことが今も継続ということでご理解をいただければなど、これからこれを優先して、ただ令和6年3月にはさくら広域が稼働するという前提の中で吉野広域行政組合、川上、東吉野、吉野町ここまでということになっています。そこから逆算して最優先にこれを持っていきながらなおかつ、いろいろなケースが考えられますので、そのスケジュールを鑑みながらどこのタイミングで報告できるかまた相談できるかという形をとっていきたいと考えておりますので、現段階は6月と同じ答弁になろうかと思っております。

野木議長 上議員。

上議員 その話を伺うと現在、奈良県内でごみの広域化を検討しているところでこの中期で、例えば3年とか5年とかのサイクルで我々が加入できる団体があるんですか。

野木議長 和田副町長。

和田副町長 ありがとうございます。

私の方から説明をさせていただきます。今町長がおっしゃられたように昨年あり方検討委員会で提案をいただきました。それに基づいて一般廃棄物の処理基本計画を今年の3月に説明をさせていただきました。

今、その中の町長がおっしゃられたように委託をする場合は地方公共団体及び組合等を優先的にするというふうなお話ございましたので私どものほうでは今、その辺の部分でいろいろ調整もさせていただいているというのが現状でございます。ただ、いろいろ広域的な取り組みというのは焼却炉が古くなれば当然しなければならないという奈良県内にもたくさんの自治体があると思っております。ただ、ここ2、3年っていうところで単独で行くのか広域を作っていくのか、協議会をつくってやっていくのかという部分についてもかなり流動的な部分がございますので今おっしゃっていただいた内容については具体的なことはお話できないのかなというふうに思っております。

野木議長 上議員。

上議員 今2点、またさらにその質問に、解答に質問させていただきたいんですけど。私の質問はこの3年から5年の間に奈良県内の広域処理で計画があって吉野町が入るところがあるのかどうかということを最初に質問したんです。今の副町長の答弁の中の単独があり得るということをおっしゃいましたが、あり方検討委員会で単独の話ありましたか。

野木議長 副町長。どうぞ。

和田副町長 私が言わしていただいたのは、単独といいますのは私どもの団体じゃなしに他の自治体が広域でいくのか、単独でいくのかとかその辺の部分でいろんなケースがございますので、そこはその自治体のほうで今、考えられてるところがあるのかなというお話でございます。

私どもは、あり方検討委員会の中では委託という部分があって、自治体とか組合、あるいはその民間に短期的にはというお話で中長期的には、組合等を結成する中で対応していくというそのへんの部分を尊重しております。

野木議長 上議員。

上議員 度々で申し訳ありませんが、中長期とおっしゃいますけど、それは何年のことをおっしゃいますか。

和田副町長 今のところは、橿原まで行くのが令和6年3月ということで、それはご説明をさせていただいておりますけども、それ以後の話だと認識をしております。

野木議長 上議員。

上 議 員

私もそれは理解しております、令和6年3月までは十分そこで、樫原市さんで受け取っていただけると。その先がどうなるかわからないので、今他の広域も含めて検討していただいているという答弁ですよ。それが何年、これから5年以内の間に3年とか5年で、まあ令和6年からでもいいですよ。そこからだからプラス3年以内の話で解決ができるような話があるのか。もうそういう検討する余地がないのか、そこがちょっとわからないですね。それをどういう交渉していただいているかもわかりませんし、今現在、奈良県内でそういう計画があれば、すでにわかると思うんです。5年ぐらいの話であれば10年でも計画できてると思うんですよ。もうここ今奈良市さんのゴミ処理の計画を見てもそうじゃないですか。当然わかっているから今変えなきゃいけない。そこに斑鳩町さんが加入されるという話も当然なってますので、それも斑鳩町さんが中長期に見てそうされたわけだと思いますよ。それも含めて今、現状ご相談する先があって検討していただいているのかどうなのかということをお伺いしてるんです。それが長期、長期という話ではなくて中期……、じゃあ令和6年になったときどうするのかっていう話がもう6年ってもうすぐですよ、現実の話として、もうすぐですよ。この時になっていざ県外だっていう話にいきなりもっていっても県外の試算がどの程度できていて、どの程度の予算で収まって、またどの程度分別が必要で、これさくらに持っていけないわけですからごみを減らすためにもっと資源化を進めないとどうしようもならないわけですよ。

ごみ量に応じて費用がかかるわけですから、そういうことも含めてそしたら一旦県外に出すなら、出す計画をもう作らないと遅いんじゃないんですかということ、そのあとに聞きたいわけですよ。加入する団体がないんだったらその次のことを考えていかなきゃいけない時期にもう来てるんじゃないですか。これが私の質問のすべてです。それをまとめてご答弁いただけますか。

野 木 議 長

和田副町長。

和田副町長

今、上議員さんがおっしゃられたように、まず暮らし環境のほうでゴミの減量化とか、分別の細別化ということで、ゴミの減量に向けての取り組みはさせ

ていただいています。今、現時点で上議員さんのご質問については私どもはいつまでかかっていうそのへんのところは認識もしておりますし、ゴミのあり方検討委員会、そして一般廃棄物の基本計画の主旨もよくわかっておりますので、本当にゴミ処理というのは町民のみなさんの生活に直結することの話でございます。今の時点で上議員さんおっしゃるような心配をいただいているというのは非常にありがたいと思っております。である目標の時期を決めて私どもはまた具体的にこうですという話をできるようになれば私どものほうから議員さんのほうにももちろん町民の皆さんも大変心配をされていると思いますので、そのへんの部分については、丁寧にご説明をさせていただいてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

野木議長

上議員。

上議員

今、令和6年3月っていうのはもう見えてるわけですから、できればもうケースを分けるべきじゃないですか。県外処理になった場合はこういう分別でこうやりたいから今から協力してくださいですよ。他がその間に見つかれば別にまた違うと思いますよ。どっかそのほかの団体がごみ引き取ってくれるんだとなれば、また全く違う検討になると思います。そうでなくてそれが見つからないし、長期の……、例えば令和10年にどっかに加入できる今相談を実は水面下でして、ほぼほぼ内諾を得てるんだというんであればそれまでの期間は県外処理でやりましょうっていう計画でそれはいいんだろうと思いますよ。その見込みも立っていない県外処理もちょっと話が詰まっているような詰まってないような話で試算もできていないとか、そういう話ではこれちょっと、今言う時期じゃないっていう話ですけど、じゃあこの12月とか次の議会の時にまた同じ答弁でいいんですか。

野木議長

副町長。

和田副町長

ありがとうございます。

本当に何度も言わせていただきますけども、町民さんも非常に心配もして頂いているし、議員さんも非常にご心配もいただいているということで、できるだけ早くこの場でお話もでき、また町民さんにも周知できるようにやっていきたいということで思っておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

野木議長 上議員。

上議員 何度も同じお話になるんですけども、突然言われてもおそらく町民の方もできないし、また混乱が起こりますよ。それ当然ですよ。ですから少なくとも、もう3年前ぐらいには3年後の計画を立てるべきじゃないですか。年内に計画まとめて、発表してくださいよ。そうしないと、混乱が起きます。それに向けたゴミの減量化をしなきゃいけないんです。実際に。それはゴミ処理がどうあろうとも減量化はすべてに役に立つことだからですよ。ただその理解が得られるかどうかというのは別の問題ですよ。ただそれに向かつて行政をやっぺいかないといけないんじゃないでしょうか。違いますか。

野木議長 副町長。

和田副町長 ありがとうございます。

先程も言わせていただいたように、ゴミの減量化とか分別を細分化するということは暮らし環境整備課のほうで既に町民さん皆様にもやらせていただいて、ゴミポストであったりそういうな部分も含めて、ゴミを減量化すると。当然ゴミの減量化をすれば処理量も安くなるというのは当然の話ですので、そのへんの部分は今令和3年度の予算の中でやらせていただいて対応もさせていだいて、子どもさん達にもゴミの減量化とかも含めて学校へ出て行ってそういう研修会もさせていだいたり、いろんな形でやらせていだいております。

その中で、大変心配をしていだいて皆さんも心配をしていだいていると思ひますけれども1日も早くお話ができるように取り組んでいきたいというふうに通っておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

野木議長 上議員。

上議員 わかりました。再三確認しましたが、現状では公表することはできないし、広域化の検討も目途が立っていないということで私は理解しますけど。よろしいですか。

和田副町長 はい、ありがとうございます。

本当に今現在、この場で言わせていただいたり、町民の皆様にお話しできるという話にはできないと今は思っております。1日でも早くさせていただけるように努力していきたいというふうに思います。

野木議長 上議員。

上議員 わかりました。何度も同じ話をしても仕方ありません。

ただ、今のお話ですから本当に令和6年の話でしたら今年の12月にもさすがに予定……、いろいろなシナリオがあったとしても公表していただかないといけません。これは当然、信義則に反しますよ。それをやらないで3年後にどっかに民間委託するなら民間委託するかも知れないけど、もう最悪のシナリオをちゃんと描いて説明していかないと当然いけませんよね。ご納得いただけないと私は思っています。

(「そのとおりや」の不規則発言あり)

ですので、そういうことも含めて今回はそういったことが背信行為にあたるんじゃないかなと私はもういよいよぎりぎりじゃないかなというふうに考えています。それができない上では、やはり大きな問題にあるという理解もしておりますので、次の12月議会同じ質問またさせていただきます。その時にご回答をいただけるように、また同じ質問では2回同じ回答されたんですからそういうことがないように是非ともしていただきたいと思いますようお願いをして質問を終わります。ありがとうございます。

野 木 議 長

本日の議事日程はすべて終了いたしました。

6日から、常任委員会・特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査をお願いしたいと思います。

各委員会の日程を申し上げます。

9月4日	休会	
9月5日	休会	
9月6日	午前10時	総務文教厚生委員会
9月7日	午前10時	産業建設委員会
9月8日	午前10時	予算決算特別委員会
9月9日	午前10時	予算決算特別委員会
9月10日	予備日	
9月11日	休会	
9月12日	休会	
9月13日	午後3時	本会議（第2日目）

を開会いたします。

6日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いいたします。

本日はこれもちまして散会することにいたしますご協力ありがとうございました。

（ 午後 3時56分 散会 ）

令和3年第3回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和3年9月13日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 9月13日 午後3時00分開会
4. 応招議員

1番	藤本昌義	2番	辻内正誠
3番	上佳宏	4番	下中一平
5番	山本義史	6番	上滝義平
7番	野木康司	8番	中西利彦
5. 不応招議員 9番 西澤巧平
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 9番 西澤巧平

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町長	中井章太	副町長	和田圭史
協働推進担当参事	北谷隆範	総務課長	戸毛祥博
政策戦略課長	小西修司	協働のまち推進課長	山本剛
町民税務課長	藤本和彦	長寿福祉課長	吉村直樹
暮らし環境整備課長	森脇登志男	農林振興課長	中尾勇
産業観光課長	辻中哲也	教育次長	上林勝則
生涯学習課長	紙森智章		

9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局長	小西修司	主査	中出敬子
----	------	----	------

10. 議事日程

- 日程1 委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・予算決算特別委員会）
- 日程2 議第32号 吉野町税条例の一部を改正することについて
- 日程3 議第33号 過疎地域自立促進特別措置法に係る町税の特別措置条例の全部を改正することについて
- 日程4 議第34号 コミュニティセンターつぶろに係る指定管理者の指定について

て

- 日程 5 議第 35 号 令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 5 号について
- 日程 6 議第 36 号 令和 3 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について
- 日程 7 認第 1 号 令和 2 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 8 認第 2 号 令和 2 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 9 認第 3 号 令和 2 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 10 認第 4 号 令和 2 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 11 認第 5 号 令和 2 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 12 認第 6 号 令和 2 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 13 認第 7 号 令和 2 年度吉野町水道事業特別会計の欠損金処理及び決算の認定について
- 日程 14 要望等
- 追 加 議 案 等
- 日程 15 発議第 2 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程 16 議第 37 号 令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号について
- 日程 17 議第 38 号 吉野町過疎地域持続的発展計画を策定することについて
- 日程 18 同第 4 号 吉野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- て
- 日程 19 同第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程 20 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について
- 日程 21 議員派遣について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は8名でございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 9月3日の本会議で、各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長報告を願います。

まず、総務文教厚生委員会 藤本昌義副委員長にお願いいたします。

藤本議員

総務文教厚生委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託されました議案等の審査並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、9月6日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、議第32号「吉野町税条例の一部を改正することについて」は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行により、個人住民税関係で医療費控除の特例の延長並びに国外居住親族に係る扶養控除の見直し等の条例改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することと致しました。

次に、議第33号「過疎地域自立促進特別措置法に係る町税の特別措置条例の全部を改正することについて」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の施行に伴う本条例の全部改正で、条例名称並びに課税免除の対象地域、対象業種、設備の規模等の改正であり、適用期間は令和6年3月31日までとするものであるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することと致しました。

次に、上市町内会連合会会長 島 秀次氏ほか6名の町内会長から提出されている「吉野小学校廃校後の校舎校地の公共的施設としての利活用について」及び「吉野町役場本庁舎の上市地域での設置存続について」の2件の要望書については、学校跡地利活用指針検討業務の進捗状況を担当の政策戦略課より報告を受け、吉野小学校の跡地利用と役場庁舎の今後については、町の全体的な将来像を考えて別々に検討するべきであるという意見もあり継続して審議することとな

りました。

また、付託議案以外に町当局から報告並びに説明があった事項については、令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により過疎化が進む本町の厳しい現状に対応するため、第5次吉野町総合計画・第2期吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づき令和3年度から令和7年度までの計画を策定するものであり本町の地域課題の解決と持続可能な地域社会の形成、地域資源を活用した地域活力の向上のための移住・定住・人材育成など11の項目についての計画であるとの説明を受けました。

次に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行状況等については、令和2年度決算額と今年度予算額の合計4億6,812万5,000円の執行状況について町民の生活支援と教育・子育て支援、商工業・農林漁業並びに観光業の事業者支援、役場・公民館・地域集会所を含む公的施設の整備の各分野別に説明を受けました。

次にサテライトオフィス開設支援事業については、国が進める地方創生に資するテレワーク等を推進する地方創生テレワーク交付金を活用し、サテライトオフィス等の運営事業者の施設開設を支援し、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進すると共に進出される企業への支援を行う事業であり、事業費は計4,400万円で本定例会の補正予算（案）に計上している旨の説明を受けました。

また、新型コロナウイルス感染症対策としての抗原検査キットの追加購入については、本年2月に町として4,000セット購入し、町内5つの高齢者施設はじめ学校関係、観光関係の団体等に配布し、在庫が300セット余りとなったため追加で4,000セットを購入するため本定例会最終日に追加議案として一般会計補正予算（案）を提出したい旨の説明を受けました。抗原検査キットについては、購入の仕方を十分考えたうえで実施するよう求めました。最後に、未だに収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症により経済的、社会的に甚大な影響を受け住民生活の不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況になることが想定されます。この国難の状況下での地

方財政の急激な悪化に対する地方税財源の確保は、当然ながら国の責務であるので、内閣総理大臣や関係省庁の大臣並びに衆参両院の議長あてに送付する「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を後刻議員提案させていただくこととなりましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上が本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について継続して審査できるよう申し出を致しまして総務文教厚生委員会委員長報告を終わります。

野木議長

続いての委員長報告の準備をさせますので、自席にて待機願います。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施)

続いて、産業建設委員会 下中一平委員長にお願いします。

下中議員

産業建設委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託をされました議案等の審査並びに結果につきましてご報告を申し上げます。

本委員会は、9月7日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、議第34号「コミュニティセンターつぶろに係る指定管理者の指定について」は、公の施設の指定管理者制度によりコミュニティセンターつぶろの管理運営を引き続き令和3年10月1日から令和8年3月31日まで津風呂湖自然を守る会に管理運営をお任せするものであり、これまでの管理運営状況や指定管理の協定書(案)についても説明を受け、本案を承認することと致しました。

また、付託議案以外に町当局から報告並びに説明があった事項については、まず、産業観光課所管の吉野山地区におけるEVバス等実証実験事業については、吉野山地区の周遊性を高めるため、EVバスなどの2次交通の導入について、地元関係団体との間で協議が整ったので、環境省の予算を活用し、環境省・吉野町及び地元地域が連携して今年度の実証実験を行うことについての説明を受けま

した。

次に、関西ワールドマスターズゲームズについては、来年5月に予定されている大会の準備等を新型コロナウイルス感染症対策関係で、当初予定していたよりも準備に時間を要するため、事業費の一部を12月補正予算で対応したい旨の説明がありました。

また、議第35号の一般会計補正予算（案）第5号で計上されている、農林振興課所管の3つの新規事業の内容等の説明を受けました。

まず1つ目、町産材搬出促進事業（ヘリコプターによる木材搬出）については、ヘリコプター集材の歴史や背景についての実態調査を行いつつヘリの価格高騰等への対策として補助金を交付する旨の説明を受けました。

2つ目の奈良県フォレスターアカデミー学生向け空き家改修事業については、アカデミーに通う学生専用空き家等を改修して貸し出す場合に補助金を交付すること、補助事業の要件や財源などについて説明を受けました。

3つ目の津風呂湖漁業組合活性化事業（ワカサギ活性化事業）については、津風呂湖漁業組合が実施する津風呂湖で育ったワカサギから卵を採卵する事業に対して補助金を交付する旨の説明を受けました。

本委員会としては、いずれの事業もその実施については、費用対効果や継続性等を十分検討しながら慎重に進めるよう求めました。

以上が本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出を致しまして産業建設委員会委員長報告を終わります。

野木議長

続いての委員長報告の準備をさせますので、自席にて待機願います。

（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施）

続きまして、予算決算特別委員会 山本義史委員長にお願いします。

山本議員

予算決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並

びに結果等につきましてご報告を申し上げます。

本委員会は、9月8日、9日午前10時から、理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、議第35号「令和3年度吉野町一般会計補正予算（案）第5号について」は、補正規模は、3億4,731万9,000円の増額で、予算総額を67億5,107万6,000円とし、地方債の補正は、限度額の変更で「臨時財政対策債」を6,042万6,000円減額し、1億2,657万4,000円に変更するものであり、歳入の補正は、減収補填特例交付金の増額に伴う「地方特例交付金」205万5,000円の増額、普通交付税の交付決定に伴う「地方交付税」3億3,205万5,000円の増額と、国庫支出金については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」3,760万3,000円、「地方創生テレワーク交付金」2,200万円並びに「個人番号カード交付事務費補助金」183万8,000円で、合わせて6,144万1,000円の増額、繰入金は、「世界遺産・吉野ふるさとづくり基金繰入金」1,089万4,000円、「町営住宅改修基金繰入金」80万円並びに「森林環境整備促進基金繰入金」50万円の計1,219万4,000円の増額等であり、歳出の補正は、「財政調整基金積立金」1億8,000万円、「減債基金積立金」8,584万1,000円、「サテライトオフィス誘致事業」4,400万円、「CATV運営事業」393万8,000円、「住民基本台帳ネットワーク事業」183万8,000円、「介護保険事業特別会計繰出金」234万円、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」の令和2年度ワクチン接種補助金の清算に伴う返還金550万3,000円、「林業総務事業」として、森林循環に向けたヘリコプター出材補助金750万円、「森林環境整備促進事業」については、ヘリコプターの実態調査として50万円、「フォレスターアカデミー支援事業」については、空き家改修等補助金として500万円を計上し、不用額151万8,000円を減額とした348万2,000円、「漁業組合助成事業」の津風呂湖漁協組合活性化事業補助金118万円、「新たな観光スタイル推進事業」のリモートワーカー誘致支援業務委託料450万円、「文化財保存事業」301万2,000円、「歴史資料館管理運営事業」の感染症対策備品購入288万5,000円、「施設付住宅管理事業」80万円の増額であり、「フォレスターアカデミー支援事業」の進め方等については、産業建設委員会で説明をした内容の一部を修正した説明があり、審査の結果、本委員会は本補正予

算（案）を承認することといたしました。

次に、議第 36 号「令和 3 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号」については、保険事業勘定の補正であり、歳入の補正は「国庫支出金」312 万 2,000 円、「支払基金交付金」817 万 9,000 円、「県支出金」221 万 8,000 円、「繰入金」は一般会計繰入金 234 万円、基金繰入金 252 万 6,000 円の計 486 万 6,000 円、並びに「前年度繰越金」2,620 万 6,000 円の合計 4,459 万 1,000 円で、歳出の補正は「保険給付費」1,300 万円、「基金積立金」1,062 万 5,000 円並びに「諸支出金」は令和 2 年度国庫及び県費補助金確定に伴う返還金 2,096 万 6,000 円の増額であるとの説明があり、本委員会は本補正予算（案）を異議なく承認することと致しました。

次に、認第 1 号「令和 2 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額 73 億 5,276 万 4,000 円、歳出総額 70 億 501 万 3,981 円であり、各担当参事・課長等から項目ごとに事業の内容や成果・課題及びそれに伴う決算の状況並びに令和 2 年度における主要施策の「地域公共交通活性化事業」、「鳥獣害防止総合対策事業」、「吉野町版DMO推進事業（観光力向上事業）」、「小中一貫教育推進事業」並びに「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の各事業の成果等について説明を受け、審査いたしました。

本委員会においては、令和 2 年度の決算における行政効果を改めて検証し、その検証結果に基づき事業本来の必要性を精査した効率的な予算執行に努めていただくよう求めると共に、審査結果については、次年度の予算編成においても限られた財源を真に今必要とされる事業に重点配分することを念頭におき取り組まれたいとの意見などが交わされ、審査の結果、本委員会は本決算を認定することと致しました。

次に、認第 2 号「令和 2 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、保険税、県支出金及び各繰入金の歳入、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、特定健康診査等事業などの保健事業費等の歳出で実質収支は 8,569 万 3,078 円の決算であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することと致しました。

次に、認第 3 号「令和 2 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認

定について」は、保険料や繰入金等の歳入、後期高齢者医療広域連合納付金等の歳出で実質収支 52 万 7,490 円の決算であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することと致しました。

次に、認第 4 号「令和 2 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、保険事業勘定の実質収支は 2,620 万 5,043 円、サービス事業勘定の実質収支はゼロ円で、保険事業勘定における「居宅介護サービス」及び「施設介護サービス」等の給付事業、並びに「特定入所者介護サービス事業」等の執行状況、サービス事業勘定における「介護予防支援事業」等の執行状況について説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することと致しました。

次に、認第 5 号「令和 2 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入歳出総額ともに 2 億 3,683 万 5,460 円で、下水道使用料や一般会計繰入金などの歳入と流域下水道維持管理負担金を含む公共下水道の維持管理事業並びに公共下水道建設事業等の執行状況について説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することと致しました。

次に、認第 6 号「令和 2 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、実質収支は 365 万 5,840 円であり、香東地区農業集落排水事業にかかる使用料や一般会計繰入金等の歳入と施設管理費及び公債費等の歳出であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することと致しました。

次に、認第 7 号「令和 2 年度吉野町水道事業特別会計の欠損金処理及び決算の認定について」は、収益的収入は 3 億 836 万 265 円、収益的支出は 3 億 7,726 万 3,302 円であり、業務量は給水人口 6,521 人、給水戸数 4,590 戸、有収率は 84.52% となっており、主な建設改良工事は、喜佐谷地区配水管布設工事 2,629 万円、河原屋地区配水管布設工事 854 万 5,900 円等の合計 6,550 万 9,180 円であることの説明を受けました。

また、年度末の剰余金計算書において未処理の欠損金は 1 億 5,055 万 9,927 円であり、欠損金処理計算書において繰越欠損金は 1 億 9,002 万 8,287 円であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することと致しました。

以上、本委員会に付託されました議案等の審査結果について、予算決算特別委

員会委員長報告を終わります。

野木議長

続いての準備をさせますので、自席にて待機願います。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施)

上程議案の採決に入ります。

日程2 議第32号「吉野町税条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「意見なし」の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程3 議第33号「過疎地域自立促進特別措置法に係る町税の特別措置条例の全部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「意見なし」の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程4 議第34号「コミュニティセンターつぶろに係る指定管理者の指定に

ついて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 5 議第 35 号「令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）案第 5 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について、意見を求めます。

上議員。

この際、議長より申し上げます。

まず冒頭に反対または賛成を明らかにしてから意見を述べてください。

上議員、どうぞ。

上 議 員

私は、この中の林業総務事業のヘリコプター出材補助金に反対します。

その理由は、本町の基幹産業であることは、重々承知しております。

ですが、この補助が単年であるのか次年度にも続くのか、希望者全員が利用できるのかということも十分議論をしないといけない。それからこのヘリの出材だけがいいのか林道を整備するほうがいいのかということについても事前にもっと調査するべきではないかというふうに考えています。

これがこの 750 万円という、金額にして 750 万円ですが、これが本当にどのように使われるのが公平性があるのかこの林業の未来に繋がるのかということについては、十分議論をしてからではないと補助に値するのではない。補助するのは許されないと思っています。これは財源として、コロナ対応の臨時交付金でヘリの出材を行うということではありますが、こういったことが対象になるかについて

も、私は異議を唱えます。よって、反対いたします。以上です。

野木議長

ただいま上議員より反対意見が出されております。

続いて、賛成意見を求めます。

中西議員。

中西議員

ただいまの議第 32 号の補正予算については賛成したいと思います。

と申しますのは、私、3月議会でしたか6月議会でしたかちょっと記憶が定かじゃないんですが、4月1日からヘリコプターの高騰という話をさせていただいた記憶がございます。私たち吉野の……、私は特に製材所なんですけども、材木を扱う上でこのヘリコプター出材というのはもうなくてはならない存在というのはもう皆さん認識の通りでございます。またその立米当たり 5,000 円、750 万ということで 1,500 立米という根拠につきましても、昨年度、吉野町内の上吉野木協、あるいは連合会へ出材される量がちょうど 1,300 立米ぐらいであったということが、1,500 立米 750 万円の根拠であるというふうに認識しています。

今とりあえずウッドショックという状況も続いているんですが、材が非常に不足してる。今ちょうど材価も多少上がってるときに、出していただきたいということの願いも込めての町の施策であろうというふうに解釈しておりますので。私は賛成したいと思います。以上です。

野木議長

他に意見はございませんか。

他に意見がないようですので、これで討論を終わります。

反対意見と賛成意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

起立多数です。

従って、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程6 議第36号「令和3年度吉野町介護保険特別会計補正予算案第1号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程7 認第1号「令和2年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本決算を認定することに決しました。

日程8 認第2号「令和2年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本決算を認定することに決しました。

日程 9 認第 3 号「令和 2 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本決算を認定することに決しました。

日程 10 認第 4 号「令和 2 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本決算を認定することに決しました。

日程 11 認第 5 号「令和 2 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本決算を認定することに決しました。

日程 12 認第 6 号「令和 2 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本決算を認定することに決しました。

日程 13 認第 7 号「令和 2 年度吉野町水道事業特別会計の欠損金処理及び決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本決算を認定することに決しました。

本会議の会議中ですが、会議開始から間もなく 35 分を経過しようとしております。ここで新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、約 5 分間議場の換気のため休憩といたします。再開は 3 時 45 分からとします。自席にて待機願います。

(午後 3 時 3 6 分 休憩)

(午後 3 時 4 5 分 再開)

野木議長

再開いたします。

日程 14 要望等について

総務文教厚生委員会に付託いたしました上市町内会連合会会長 島 秀次氏他 6 名により提出されております「吉野小学校廃校後の校舎校地の公共的施設としての利活用について」、「吉野町役場本庁舎上市地域での設置存続について」の両要望は、先ほど総務文教厚生委員長報告のとおり、継続審査の申し出がありました。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、両要望は委員長から申し出のとおり継続審査とすることに決しました。

追加議案が提出されております。

日程 15 発議第 2 号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

本案は議員提出です。提出議員の説明を求めます。

藤本昌義議員。

藤本議員

1番、藤本でございます。

「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」についてご説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大については、変異株の猛威も加わり本町においても感染者が増加しており、社会的・経済的にも甚大な影響を及ぼしています。

更なる住民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても財源不足が避けられない厳しい状況に直面することが予想されます。新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用の確保、地域の防災・減災、デジタル化や脱炭素社会の実現に向けて、財政需要の増大が見込まれる社会保障等への対応にも迫られており地方税財源の充実は不可欠であります。

このため地方税財源の充実の観点から令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、国に対して本意見書を提出するものでございます。

それでは意見書の内容を説明させていただきます。

本意見書は5つの項目から構成されております。

1番については、地方一般財源総額の確保についてです。国では令和4年度以降の3年間は、令和3年度の水準を下回らないように財源を確保するとされていますが、急速な高齢化等に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえて、他の歳出に不合理なしわ寄せがなされないように十分な財源確保を求めるものであります。

2番から4番については、町税確保の観点からの要望です。2番については、町の基幹税である固定資産税について、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策として講じられた固定資産税に係る特例措置については、本来国の責務により国庫補助金等に対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって終了することを求めるものです。

3番についても固定資産税に関する要望であり、土地に係る課税標準額の特例措置についても、令和3年度限りの措置とすることを求めるものです。

4番については、自動車税・軽自動車税に関するもので、町税の確保を図る観

点からも、環境性能割に係る臨時的軽減措置の延長についても今回限りの措置とすることを求めるものです。

5番については、国が進める脱炭素社会の実現に向けて炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税や地方譲与税として地方に税源配分することを求めるものであります。

以上の内容におきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。なお、意見書の提出先につきましては、裏面に記載しております衆参両院議長及び内閣総理大臣を含め、以下列記しております国務大臣です。過疎化、少子化が進むこの吉野町からこの意見書を提出し、切実な地方の声を国に届けることは大変意義のあることから本日提出させていただいたものでございます。議員各位のご賛同をお願い致しまして、提出議員の説明とさせていただきます。

野木議長

賛成議員の説明を求めます。

辻内議員。

辻内議員

2番、辻内でございます。

「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の賛成議員の1人として、賛成意見を述べさせていただきます。

本町の令和2年度一般会計決算歳入総額は、コロナの影響もあり総額73億5,000万でありそのうち国から交付される地方交付税総額は、27億9,200万円と歳入全体の38%を占めています。コロナの影響により行政経費が増大する中で、地方交付税は非常に重要な財源であります。

意見書にある令和3年6月に閣議決定された、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、グリーン社会の実現、デジタル化の加速、活力ある地方創り、少子化の克服・子どもを産み育てやすい社会の実現など、成長を生み出す4つの原動力を推進していくためには、国と地方の協力が欠かせないところであります。コロナ対策をはじめ様々な行政課題に対応していくために、地方交付税は重要な財源であり十分な総額を確保していくことを要望していくことは必要であると考えられます。

また、固定資産税をはじめ地方税については、令和2年度一般会計決算額は、7億1,500万円であり約1割を占めています。これらの地方税についても地方行政運営を進めていくうえで非常に重要な財源であることから、地方税の確保は必要不可欠であるとの考えであります。

感染症の克服と経済の好循環を目指すうえで、地方税財源の確保は重要であり、地方の発展こそが日本全体の発展に繋がるという決意を込めて、本意見書の賛成意見とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

野木議長

おはかりします。

本案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって発議第2号について委員会の付託を省略することに決しました。

本案は、提出議員を含め全議員の同意を得ておりますので質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって発議第2号について、直ちに採決することに決しました。

おはかりします。

本案を、原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

早速、関係官庁へ送付することにいたします。

日程16 議第37号「令和3年度吉野町一般会計補正予算(案)第6号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小西政策
戦略課長

議第 37 号「令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号について」ご説明申し上げます。

ご説明は、提出させていただきました予算書に基づいてご説明申し上げます。

1 ページの方をよろしくお願いたします。

令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号につきましては、既定の歳入歳出額それぞれに 1,532 万円を追加し、歳入歳出総額につきましては 67 億 6,639 万 6,000 円をお願いするものでございます。

また、歳入歳出補正の各款項の項目につきましては、2 ページ、3 ページ、歳入歳出補正による形で掲載いたしておりますが、詳細につきましては歳入の 12 ページ、13 ページの方お開き願います。

歳入でございます。

15 款「国庫支出金」、2 項「国庫補助金」1 目「総務費国庫補助金」でございます。補正額 1,232 万円でございます。こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

続いて 20 款「繰越金」、1 項「繰越金」、1 目「繰越金」でございます。こちらにつきましては補正額 300 万円、繰越金を充当するものでございます。

歳出につきましては 16、17 ページでご説明申し上げます。

歳出でございます。

2 款「総務費」、4 項「町税費」、1 目「税務総務費」でございます。

過年度分過誤納金償還金 300 万円でございます。こちらにつきましては令和 2 年度以前に納付いただきました税額について、修正申告また法人町民税の確定申告に伴いまして、還付等が発生した折に必要な部分として 300 万円をお願いする部分でございます。

続いて 8 款「消防費」1 項「消防費」、4 目「災害対策費」でございます。

こちらにつきましては、感染予防対策事業として 1,232 万円をお願いするものでございまして、内容といたしましては新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を目的といたしました「薬事認証を受けた抗原検査キットの備蓄 4,000 セット」をお願いするものでございます。内容といたしましては、広域または地域の避難

所等への備蓄の部分が1,000セット、教育関係といたしまして一生のうち1度しかない修学旅行また成人式等の行事関係で300セット、学校クラスター対応として500セット、学校備蓄として400セット、計1,200個でございます。

続いて高齢者施設の施設継続といたしまして、高齢者施設への配布用といたしまして900セット、それから商工会また製材組合また製箸組合等事業所等の継続支援といたしまして900セット、合わせて400セットをお願いするものでございます。なお、当該費用につきましては新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業として適用するものでございます。以上でございます。

野木議長 今の合わせて4,000ですね。

小西政策戦略課長 4,000でございます。申し訳ないです。

野木議長 町長。

中井町長 はい。

補正予算(案)のただいまの金額が大きい1,232万。これは災害対策費として、感染防止対策ということで、対策本部長としての今回追加になった策定経緯、そして現在の抗原検査キット、そして国の方針も含めてこの議案を上程させていただいた経緯を少し時間かけてご説明をさせていただきます。

今回の第6号でございますけれども、当初一般の補正予算に関しては、議員の各位の皆さん方に8月20日事前配布に向けて予算編成をさせていただきました。ただ、文部科学省の方から学校への抗原検査キットが配布される。これは厚生労働省と審議のもと、8月20日の政府方針で約80万回分を全国のこども園から小中に配布するというふうな決定がされました。そして吉野町におきましては、8月1日以降、現在コロナの感染者・陽性者は25名でございますけれども8月1日以降、13名の方が陽性者になっております。

ということは非常に、この8月以降、家庭内感染が拡大してきたということで、

少し危機感を持っておりました。そして、その経緯でございますけれども8月27日に文部科学省から町内の小中学校に配布確定の通知を受理されまして、そして吉野町に配布される数でございますけれども、10本を1箱ですけれども2箱20セットという、これは希望ではなく一方的な配布の個数の通達がございました。

とてもじゃないですけれどもこの20セット2箱では非常に厳しいなというのが現状でございますけれども、この辺の配布日は、まだ未定でございます。現時点でも学校には入っていない状況でございます。そして、私自身も学校が始まる始業が9月1日でございます。議運の日が8月27日の日でございますので8月27日の議運の前に対応策として、学校の方に学校の先生も不安でございますし、子供たちも夏休み中に少し陽性者が出たということでございますので、その時にも抗原検査キットで対応させていただき、それで事前にクラスターを抑制できたという経緯もございましたので、できる限り危機意識を高めるためにということで学校の方に約500セット（全生徒分）を任意でございますけれども配布をさせていただきました。そして、今回、議運にて抗原検査キット備蓄のための補正予算案の策定をさせていただきました。実質でございますけれども、8月27日には校園長会でもこういった新学期を迎える前の学校配布に向けての説明もさせていただき、そして8月31日LINE配信で、私の方から対策本部長として、学校の学びを継続するためということで対応をとるということで配信をさせていただきました。実質9月1日から始まりましたけれども、私自身も9月2日教育次長とともに町内の全校園、こども園、小・中学校視察をさせていただき現場で、先生方の不安、そしてまた子供たちの状況を先生方から、校長先生ですけれどもヒアリングをさせていただきました。非常にやはり夏休み中にもそういったことがありましたので、危機意識を高めることと、そして不安を解消できるということで、今後一斉に配布するってなかなか予算的なこともございますので、今後は、しっかりと備蓄をして、いざ、体調の悪い方がおられたらそこで検査キットを使ってくださいということもお伝えさせていただきました。

そして、文教厚生委員会9月6日でございますけれども、説明をさせていただきました。今回、災害用備蓄、そして学校関係、高齢者施設、町内事業者という形で、幅広く町民の皆さん方の命と健康を守る、それがこのコロナが始まってか

ら、地域でできることの最大限を尽くすというのが、今回抗原検査キットを前回4,000キット購入させていただいた経緯、それを継続させていただくということで補正予算の提出をさせていただきました。そして、今の国の状況でございますけれども、9月9日の政府方針で、行動制限の緩和というのが11月頃を目途にという方針が出されております。これに関しては、ワクチン検査パッケージという形である一定の行動制限を緩和して経済をまわしていくということでございます。ただ感染状況がどうなるかわからない中で非常に危惧するところもあるんですけれども、4つの柱として、飲食、イベント、移動そして学校とこの4つの柱が制限緩和の対象になっております。ただ、この時にワクチンを2回接種した方はそのワクチンパスポート、ただ、接種できない方への対応ということで、PCR検査また抗原検査という形で、陰性証明を出すという形が政府方針で出されております。ただこの陰性証明に関しましては、自己負担ということが今政府方針の方で決められておりますので、吉野町におきましてもワクチンを受けられる方は無償ですけれども、実際に受けられない方というのは、やはりこの自己負担をどうしていくかっていうことを今後検討していかないといけないこととございますし、ただいろいろな制度ができた中で人権差別にはならないような形をぜひ町民の皆さん方には取りたいなということで、こういった瞬時に対応できる抗原検査キットを今回補正予算として上げさせていただきました。その根底にあるのは8月17日に基本的対処方針が改定されました。これは抗原検査キットの活用が明記されたということでございます。

やはり、国の方も体調が少しでも悪い場合には、気軽に検査を受けられるように促すということで、学校、職場、こども園、保育所等々にできる限り備蓄をして、早期発見早期隔離をお願いしたいということでこのような基本対処方針が打ち出されました。実際に地方創生臨時交付金も過去、1回、2回、3回目でございますけれども、今回の地方創生臨時交付金に関してはこの基本的対処方針、直接的支援のような形でしっかりと執行してくれというふうな形の指示が出ておりましたので、ある今までのようにバランスの良く、地方創生臨時交付金を経済対策であったり水道料金の減免など様々な活用させていただきましたけれども、今回は、町民の皆さん方がこれからデルタ株とかいろんな新しい変異ウイルスに対応

できるようにということでこれに対応できるには、早期発見、早期隔離ということでこのように対応させていただきました。

そして、実績ですけれども、先ほど政策課長からも話ありました。事業承認された精度の高い抗原検査キットで、ただいまのところ100%実績でございます。やはり事業所においても、また庁舎内においても、福祉施設においても、やはり陽性者が出た場合に、瞬時にその検査キットは5分でだいたい出ますので、その時に準備をすると、PCR検査または濃厚接触者、どうしても過去の実績を見ますとその日になかなかできなかつたり、子ども達の場合でも3日後になつたりとかするケースがございました。家庭内感染が増えてる中で、瞬時にその子ども達また家庭内でしっかりそういう対応をとる。あくまでも抗原検査キットは、無症状者をあぶり出すのではなくて、いわゆる陽性者が出た場合に瞬時にその濃厚接触者また濃厚接触者以外の方々に対応していただく。そしてまた体調が悪い方を瞬時に見つけ出していただいて、そして検査をして早期発見につなげるということでございます。後ですけれども、ちなみにロサンゼルスハリウッドにおいては、これはなかなか大変ですけれども、380億、これ公立の小学校ですけれども1,000個ぐらい。生徒50万に毎週コロナの定期検査をやって感染防止拡大に努めています。これはなかなか予算的にも厳しいところがございましてそこまではできないということで、地方自治体できるだけのことをやろうということで今回の地方創生臨時交付金の活用になっております。

改めまして、今回の補正予算に関しては、議運の日から思うような形で小学校こども園への、国からの配布備蓄が非常に少なかったことを踏まえて、総務文教厚生委員会でも説明をさせていただきました。議員各位の皆さん方から様々な意見をいただいております。当然、「PCR検査に関して」そしてまた「一括購入しない」この辺の精査は、今後の行動制限の緩和、これに対して陰性証明が出せるかどうかそしてまた、いろいろな医師管理下の下でとか、薬事承認、様々な課題をこの検査キットには経験値から感じております。そういったところを注意しながら、予算執行にあたっては皆さん方のご意見も参考にしながら、早急に順次、一括購入ではない形で準備をしていきたいなというふうに考えております。改めまして、今回学校が始まって、今第5波から若干下がってきてますけれども、今

後またインフルエンザ等々、そしてまた第6波に向けて行動制限の緩和とともに、おそらくどういう展開になってこよかなということがやはりまだまだ未知のウイルスでございますので、予期せぬことがあります。その中で、自治体としてできる体制、これはやはり町民の皆さん方の安全と安心。そして町民の方々が、イベント、そしてまた自治会活動、そういったところにもしっかりと配慮できるような形での配布備蓄をしていきたいなというふうに思いますのでどうか今回の追加議案に関しまして審議の方よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

はい。上滝議員。

上滝議員

私、質問というよりも今の町長の答弁っていうか、説明が結果的に良いのか、悪いのか自分でも判断つけへんねんけれども、町長にちょっとお伺いしたいたいんですけれども9月以降、コロナがどのぐらいの人数が感染された人数をお答え願いたい。

それから2番目に、その対象者は児童生徒なんか、一般的なのかということもお答え願いたい。

3つ目に、全町に取り組むのか、取り組まないのか、つまりその抗原対策キットっていうのは、全町を対象にしておるのかどうかということをお伺いしたい。

要するに、私はこの観光地「吉野」が、吉野町でコロナの発生が非常に高まれば高まるほど、不景気になると思うんです。景気を良くするためには、このコロナをきっかけに吉野町では、コロナ交付金を活用してコロナが感染しない。努力をお金をかけてやっておると、だから9月以降は……、今日は9月の14日かいな。

(「今日は13日」 の声あり)

13日から「コロナゼロ宣言」を勇気がある行政として、そういうことが言えないものかということをお答え願いたい。以上。

野木議長

中井町長。

中井町長

上滝議員の3点の質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほど私8月1日以降、13名という形を言わしていただきまして、ちょっと今確認したんですけども9月以降は3名という形でございます。

(「陽性になったんか」 の声あり)

陽性、陽性。はい。

対象者でございますけれども、これは基本的に今回の災害対策としての形でございます。ですから、全町民を対象にしております。

次に、ゼロ宣言、感染しない努力ということでございますけれども、これは当初、2月臨時議会そしてまた3月議会でその時は備蓄、災害用の備蓄と、そして観光用という形で春の観桜期を迎えて、いかに吉野町が安心した観光地であるかという形の抗原検査キットを活用できないかということを探索してまいりました。やはりそのときは、吉野町でこういう検査をしながら感染者をできるだけ出さないという形で、抗原検査付きのバスツアーをさせていただきました。

あれが、Mr. サンデーとかいろいろ各種民放に全部とりあげられまして「吉野町は安全対策としてこういう事業をやっています」ということを全国放送でいただいた経緯があります。実際に感染しないという対策をとるのは、この今の状況の中で、憲法でやはり行動の制限というのがロックダウン的なことができない状況の中で、どうしてもやはり動いてしまうことは仕方がないと思います。

その中で、吉野町としてはできる限りクラスターを起こさないそして、やはり体調が悪かったら、その1人が陽性であるか、陽性でないかという判断しながら出た場合、それ以上広げないという形が一番安心したその観光にも使えるのかなという形で考えております。ですから、いわゆる春の時にはなかなか抗原検査キットまたPCR検査、無症状の人がやるというのは、やはり事業継続のリスクもあってなかなかそこまで思い切ったことが、事業者の皆さん方もできなかった。それがあつてこうしてくると抗原検査キットの活用が、学校配布とか先ほどの基本的対処方針に入れられて地方創生臨時交付金の活用にも使えるということで、少し浸透してきた経緯がございます。そんなところで、これを上手いこと安全宣言に繋がるような形で持っていきたいと考えております。

野木議長	上滝議員。
上滝議員	<p>考えるのは、誰でも考えるねんけど。</p> <p>実際問題、私が自分の足で運んだときに、観光協会のほうへ5箱もっていったと、「そのうち何ぼ使こたんで」って言うたら、1箱しか使ってない。あれ1箱に20本あんねんな。あれ。確か。</p> <p style="text-align: center;">（ 「25本ちゃうかな」 の声あり ）</p> <p>25本ですか。</p> <p>25本×3,000円としたら7万5,000円でんな。それが4箱、30万円。金額にしたら残っておると。まずはこれ買って残るようなことやったら、ほんまに意味ないんと違うんかと。それやったら「PCR検査をしたらどうやろ」というようなことに通じとるんやけど。実際問題、買い過ぎで在庫が、今も吉野町の役場では500ほど残つとるらしいな。残ってることは事実らしい。500で、金額で何ぼになるんどよ。</p> <p>25……、いや……、計算は後でもらったらええけども。とにかく金額にしたら大きな金額残つとると、今度またその二の舞を踏まないようお願いをしたい。私自身は反対ですけども、私の意見としてはそういうことでございます。以上。</p>
野木議長	はい。辻内議員。
辻内議員	<p>2つの質問をさせていただきます。</p> <p>まず、在庫について質問いたします。吉野町役場には、先に購入された4,000個のうち、これから使用することがほぼほぼ決まっているものを引くと約300の在庫しか残っていないと先週の委員会等で説明を受けました。</p> <p>が、配布先つまり学校や高齢者施設、観光協会、旅館組合等、吉野町内全体にある在庫を把握されているのか。おられないのか。おられるとすれば、8月末時点の総在庫は幾らなのか。100個単位でも結構です。お答え願います。</p>

把握されていないなら、把握されないのひとことで結構でございます。お願いいたします。

野木議長 はい。戸毛総務課長。

戸毛総務課長 今のご質問につきましては、配布先で使った数を報告していただくことになっておりますけども、現行ですべて町内で何個残ってるかについては把握をしておりません。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 ありがとうございます。

2つ目の質問。配布基準についてであります。

現在の明確な配布基準について説明願います。

例えば、私が本日、配布の担当者になったとしてその任務を担当できるのか。そのためにきちんと書いたものが、この吉野町に存在するのか。説明願います。

不特定多数のお客様を相手にされておられる町民の方から不平等感の声を聞いた上での質問でございます。お答え願います。

野木議長 はい、戸毛総務課長。

戸毛総務課長 まず、観光系の事業所につきましては、観光課の方でお配りの際に使用基準の方を説明させていただいております。それから、一般のご町民の方につきましては、若干これ難しい問題がございますけども本町で感染をされた町民の方は直接把握することができませんので、基本的には申し出をしていただいて、その場合には必ず配布をさせていただくようにしております。それから高齢の事業者等につきましては、いわゆる陽性者もしくは感染の疑いがある方についてはこの形で、使っていただきたいということで配布先については使い方の説明をさせていただいております。

野木議長	辻内議員。
辻内議員	ありがとうございます。わかりました。
野木議長	ほかに質疑はございませんか。上議員。
上議員	先ほどの町長のご説明の中に抗原検査キットをお使いになれば陰性証明が出るのかのようなご説明がありましたけれど、実際出るのでしょうか。
野木議長	中井町長。
中井町長	今、自己負担になるか政府方針を出されてました。その中で2月に全国のネットワークの自治体関係の皆さん方から聞いたとき、ここを医療関係ですね。その扱いによって、出る方向というのを聞いてます。ただどこでも出るとは言っておりませんので、ここの部分は、これからその陰性証明に関しては、しっかりともう少し精査をしないといけないところでございますけれども、おそらく11月……、まだ政府方針がこないだから自己負担でPCR検査と抗原検査キットの陰性証明について、PCRに関しては72時間、抗原検査キットについては24時間以内という形で方針を出されました。ここで、どこの検査キットであれば、その陰性証明が出されるのかっていうのは今、調査してるところでございますけれども、ある一定のそういうお答えもいただいております。これがいわゆるどういう方向で流れていくかによって、町民の皆さん方がしっかりとワクチンを受けられない方、いわゆるこれからずっと継続的に続けることはできないでしょうけれども、いわゆるそのサービスをなくさない、そういったことにもこれから、おそらく行動制限が緩和されてくるとそういう問題が必ず起きてくると思いますのでもう少し突っ込んだ話の中で、その対応ができるかどうかを進めていきたいなと思っております。

中井町長	上議員。
上 議 員	<p>今、PCR検査においても陰性証明を出せるのは医師だけです。</p> <p>これはおそらく抗原検査キットを使っても判断できないと思います。その辺もご理解した上でのご発言だと思います。</p> <p style="text-align: center;">（ 「はい」 の声あり ）</p> <p>承知しました。以上です。</p>
野木議長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います但異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議第37号について委員会の付託を省略することに決しました。</p>
	<p>議第37号「令和3年度吉野町一般会計補正予算（案）第6号について」意見を求めます。</p> <p>辻内議員。</p> <p>この際、議長より申し上げます。まず冒頭に反対または賛成を明らかにしてから意見を述べてください。辻内議員、どうぞ。</p>
辻内議員	<p>結論、本議案に反対いたします。</p> <p>私も本議案には反対したくありません。抗原検査キットの有効性は私自身も理解いたします。また、すでに配布されている観光業者の方を中心に配布された感謝の声も聞いております。</p> <p>しかしながら、財源はコロナ対策臨時交付金とはいえ、その元は我々の税金であります。つまり町民の税金であります。</p> <p style="text-align: center;">（ 「そのとおり」 の声あり ）</p>

その税金を使うのに、次の2つのことですらできない現状では賛成できません。

1つ目。配布先の在庫管理ができていないこと。

在庫がないという理由で、新たに購入するならば配布した先の在庫状況まで把握して、在庫のあるなしの話ができるものであります。もしかしたら吉野町内には、まだ2,000以上の在庫が残っているかもしれません。その把握なくして新規購入は税金の無駄遣いではないという論拠はどこにもございません。それが1つ目です。

2つ目。配布基準が至って曖昧であること。

老人施設や学校は理解します。しかし、観光や産業はその基準をどこに置かれているのでしょうか。具体的に申し上げます。今の季節なら吉野町内のホテルや旅館より日々昼食や夕食を提供しているレストラン、食堂の方が不特定多数の方と接する機会が多いと思われます。個人商店しかりです。配布基準が曖昧なままの予算執行は、つまり税金を使うことは、町民の間に不平等感の聲が聞こえてくる危険性を含んでいます。この不平等感をなくす明確な基準のないままの税金を使うことはできません。以上2つの理由により反対いたします。

野木議長

ただいま、辻内議員より反対意見が出されております。

続いて、賛成意見を求めます。

中西議員。

中西議員

私は本案については賛成をしたいと思います。

と申しますのも、今町長の方からる経緯についても説明がございましたし、今辻内議員から反対の中で、在庫の調整云々っていう話もありました。しかしながら、今も1,200~1,300万のお金ですけども一発で4,000キット買うということは町長も申しませんし、徐々に、やはり食べるものじゃありませんが、賞味期間的なものがあるようでございますので、その辺はきっちり精査して購入をしていただきたいなというふうに思いますし、やはりこの新型コロナウイルスも日々変異し新たな変異ウイルスが発生しておって、何が起こるか予想もつかない日が

続いております。しかし、検査試薬を抗原検査キットにこだわらずいろいろな場面や事態を想定し、今後も検証いただけるという執行体制で臨まれると説明がされました。この予算、執行体制により最適な検査試薬が備蓄されることとなり、町民の方々にも安心していただけるという補正予算（案）であるというふうに思いますし、また今回の備蓄は、秋の台風災害に備えた避難所等への備蓄、教育関係では、先ほど課長からも説明ございました。一生に1度しかない小学校や中学校の修学旅行や成人式に備えた備蓄、またあつて欲しくない話でございますが、学校でのクラスター対応備蓄、またワクチン接種ができない子供たちを守るための備蓄でございます。また、高齢者施設など各種事業所への配分を含めた大変重要な備蓄でございますので私は賛成したいと思います。以上です。

野木議長

他に意見はございませんか。

他に意見がないようですので、これで討論を終わります。

反対意見と賛成意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。

本案を原案とおりの可決することに賛成の諸君は起立を願います。

起立多数です。

従って、本案は原案のとおり可決することに決しました。

本会議の会議中ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため約5分間以上、議場の換気のため休憩といたします。再開は4時40分からといたします。自席にて待機願います。

（ 午後 4時32分 休憩 ）

（ 午後 4時40分 再開 ）

野木議長

再開します。

日程 17 議第 38 号「吉野町過疎地域持続的発展計画を策定することについて」

を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。小西政策戦略課長。

小西政策
戦略課長

議第 38 号「吉野町過疎地域持続的発展計画を策定することについて」ご説明申し上げます。

本日お配りいたしました令和 3 年度第 3 回吉野町議会定例会提出議案等説明資料の 2 ページ、3 ページをもってご説明申し上げます。

まず策定の主旨ですが、本町では過疎化、少子高齢化が進み、人口が減少した結果、地元企業の後継者不足などによる廃業をもたらす地元経済の縮小それに伴う雇用の減少、地域イベントの縮小など町全体の勢い活気などが失われつつございます。そこで本町のまちづくりの最上位計画である第 5 次吉野町総合計画などに基づき、厳しい本町の現状に対応する施策を実施し、新たな産業の創出、既存産業の活性化を図り、雇用確保することなどにより吉野町の地域活力の向上を目指すためこの方針等を本計画において策定するものでございます。

根拠法令につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条に定めます「過疎地域持続的発展市町村計画」に基づくものでございます。

それでは策定する計画の概要についてご説明申し上げます。

計画の名称につきましては議題でございます「吉野町過疎地域持続的発展計画」でございます。計画期間につきましては令和 3 年度から令和 7 年度の 5 ヶ年間でございます。計画の概要につきましては、第 5 次吉野町総合計画、第二期吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本町における過疎対策事業の基本方針、目的等を策定するものでございます。なお最重要の課題でございますが、本計画に記載する事業の実施に当たりましては、国の特別な財政措置「過疎対策事業債の発行」を受けることができるものでございます。

続きまして、基本の方針でございます。

地域課題の解決と持続可能な地域社会の形成、地域資源を活用した地域活力の向上を実施し、誰もが安心して吉野町で暮らせることを目指すためを目的としております。基本目標につきましては、本町最上位計画の総合計画の重点プロジェ

クト加えてまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標と当然ながら同様の内容といたしております、まず1つ目といたしまして「地域活性化プロジェクト」、2つ目「安心な暮らしプロジェクト」、「結婚出産子育てプロジェクト」、4つ目といたしまして「地域の魅力づくりプロジェクト」の4つを基本的目標といたしております。また、持続的発展計画の区分と主な取り組みにつきましては、本事業の11の区分と基本の方針、基本的目標の実現のための主な取り組みを申し上げます。まず、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」の区分におきましては、空き家・空き店舗の利活用の促進、多様な関係人口の創出をして取り組むものでございます。続きまして、「産業の振興」の部分につきましては、農業におきましては生産基盤整備の促進、林業におきましては、林業作業道の開設改良、商業におきましては、新たな創業の支援、工業・地場産業におきましては、吉野材の新たな活用検討や商品化、魅力発信、観光分野におきましては観光施設、道路網等の整備を目指すものでございます。

続きまして、地域における情報化の区分の分野におきましては、拡散性の高い良質な情報コンテンツづくりと、多様な情報発信媒体の有効活用の推進、災害対策としての情報通信手段の整備を行うものでございます。

続きまして、交通施設の整備及び交通手段の確保につきましては、老朽化した橋梁等への長寿命化、高齢者の移動支援を行うものでございます。

続きまして生活環境の整備といたしまして、消防施設の整備促進、災害に強いまちづくりを目指すものでございます。

続きまして子育て環境の整備、高齢者などの保健及び福祉の向上及び増進といたしまして、子育て世代の健康増進、地域包括ケアシステムの構築でございます。

続きまして、医療等の確保の分野におきましては、医療連携体制の強化継続医療に関する情報提供、普及啓発の強化を行うものでございます。

続きまして、教育振興の分野におきましては、学校教育関連といたしまして学習環境、教員の業務改善及び通学環境の整備を行うものでございます。また、公民館集会所につきましては、施設整備等、住民団体との活動支援及び人材育成を行うものでございます。また体育施設といたしましては、計画的な施設整備と生涯スポーツの環境づくりを行うものでございます。

続きまして集落の整備におきましては、定住環境の整備、空き家を活用した、定住施策の推進を行うものでございます。

続きまして、地域文化の振興などにつきましては、世界遺産を含む文化財の保護、保全、吉野山の桜の保全保護を行うものでございます。

また、その他の地域継続的発展に関する必要な事項といたしまして、自治協議会の活動支援、公共施設の有効活用の推進をとして事業を取り組むものがございます。

いずれにいたしましても、第5次総合計画を過疎計画用に改めたものでございまして、この計画につきましては先ほどの概要のところでもございましたとおり、この事業を推進するにあたって、特別な財政措置である過疎対策事業債を受けるために、新たに作成したものでございます。よろしくご審議賜りまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員

座ってでええねんの。

野木議長

座ってで結構です。

上滝議員

ちょっとお聞きするねんけど、質問ですけども。

過疎債っていうのはいつごろを創設……、できたん。

また、切り替え時はいつやったん。過疎債っていうのは……。

何か、特別立法であるので、何年間……、5年になったら……、時限立法か。

5年か3年か知らんねんけど、そこらへんのちょっと具体的なことを教えてください。

野木議長

小西政策戦略課長。

小西政策 戦略課長	過疎対策におきましては、当初、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法という のが出ております。
	(「45年に」 の声あり)
	はい。
	おそらくその頃から過疎対策事業としてなっているものと思います。ただ、過 疎対策におきましてはそれぞれ時限のところに異なりまして、当初はハード事業 だけというところの部分でございましたが、年々拡大の部分でございまして、今 やソフト事業にも過疎対策事業という形で展開をさせていただく部分でござい まして、償還年次につきましてはそれぞれの用途について、若干異なりますので こちらの方では、ただいまの回答に控えさせていただきたいと思います。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	時限立法で、今、今年に切り換えやったん。それとも去年やったんか。教えて ください。
野木議長	小西政策戦略課長。
小西政策 戦略課長	令和3年の折に、過疎地域の持続的発展に関する特別措置法ということで、今 回10年間の部分でございまして。前回の部分につきましては、平成12年からで ございまして、この部分については11年間の延長ということで、基本、過疎対策 に関する法律というのは、国会議員の議員発議で10年、10年という形で定めて おりますが、平成12年の折には、6年間の延長、加えて東日本大震災でのまた 延長という形になりますので、ここは10年を若干上回っておりますが、基本的 に10年というのは時限立法でいただいている部分でございまして。
上滝議員	なるほど。
	(「切れたのはいつや」 の声あり)
	切れたのがいつかわからへんねん。

野木議長	小西課長。
小西政策 戦略課長	本年の3月31日に切れまして、4月1日に新たな法律といたしまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法という形で、新たに制定いただいております。
野木議長	よろしいですか。
	(「いや、いや」 の声あり)
	もう3回目ですよ。
	(「3回目け。今でな。今でやろ」 の声あり)
	まあ、どうぞ。
上滝議員	令和3年の4月からまた持続することやな。結論は。その過疎債ってというのはどのぐらいの恩恵を被つとるん。何ぼぐらいあんの。金額的に、大体で結構ですので。
	(「和田君に言うてないねん。小西君に言うとるねん」 の声あり)
野木議長	和田副町長。
和田 副町長	今回の新しい新過疎法については、令和3年からということございまして、吉野町としてもいろんな現状、少子高齢化であったり、産業衰退とかいろんな形がございまして。この過疎計画を作ることによって、今、小西課長の方からもご説明もありましたように、いろんな施策をする上で交付税措置のある過疎対策事業債というのが採択されます。基本的にはハードが中心だったんですけども、ソフト的な部分についても対応できると。この過疎計画の中に載っておるものについて対象ということございまして。追加であったり変更であったりした場合はまた議会の方にも報告をさせていただきますけども。ちなみに令和2年の年度末、令和3年3月31日現在で、一般会計で、この前もご説明させていただいたと思

ますけども、起債の残高が 61 億 3,700 万ほどございます。

そのうち過疎対策事業債とか臨時財政対策債、このへんの部分については、過疎の場合は 3 割町が負担で、7 割交付税で入っていただき、臨時財政対策債については 100%交付税措置がございます。今、令和 2 年末現在の実際の吉野町の負担については、元利合わせて約 11 億ということで、61 億のうち 11 億が、実際吉野町が負担する金額であるということで、大体 18%ぐらいが吉野町が負担する金額ということになっております。だから過疎債を使うことによって、いろんな事業もできるしソフト的な分も活用できるということでございます。

上滝議員 はい。結構です。

野木議長 はい。他に質疑ございませんか。
上議員。

今ご説明いただいた吉野町過疎地域持続的発展計画（案）とされていて、議 38 号という内容ですが、先ほどいただいて 56 ページもある内容をこの場で議論したことになるのでしょうか。委員会付託が必要じゃないのでしょうか。

野木議長 和田副町長。

和田副町長 前回の議運の時にもご説明もさせていただきました。この新しい計画については国の方針であったり、県の方針の中ですり合わせをしていかなければならないということでもございました。今回 9 月の定例議会の総務文教厚生委員会の中で、条件をつけさせていただいて最終日に上程をさせていただくと。

ただ、今現在、県と調整をしている計画についてということで、総務文教厚生委員会の中で政策戦略課の方から、説明もさせていただいて資料も見ていただいて、ただそれが十分であったのかどうかという部分が出てきますけども。ただ、特例的に総務文教厚生委員会の中で概要も含めてご説明をさせていただいたという経緯でございます。

野木議長	上議員。
上議員	<p>私は、詳細まで説明していただいたという認識は全くありません。</p> <p>もう1つ今、私もこのページを見させていただくと、例えば林業の1番、ヘリコプターによる出材に比べて安価に出材できる林道の、作業道の整備が必要だと書いていらっしゃる。その事と先ほどの発言等の内容が全く齟齬が出ているように感じるんですが、これも（案）としてこのまま進めていかれるつもりですか。</p>
野木議長	和田副町長。
和田副町長	<p>すいません。この中の産業の振興ということで、林業ということで今、上議員さんがおっしゃられた内容のことも書かせていただいております。ただ、これ主なものということで書かせていただいておりますけども実際にはその内容によっては、ヘリコプターの話もありますけども、そのへんの部分についてはまず、過疎対策事業債が適用になるか、ならないかっていう部分もございます。</p> <p>内容について、ハード的な部分で作業道の整備というものにつけば、当然過疎の対象になります。ただ、ヘリコプターの搬出については、補助金事業になりますけども、そのへんの部分の対象になるのか、ならないのかという部分が出てくるかと思えます。ただ、ヘリコプターの搬出については、森林環境譲与税も含めましていろんな財源を使った中で、今後進めていけたらいいのかなと。</p> <p>今回はコロナの交付金を750万使わせていただいたと思いますけども、そういうふうなことも含めて、書かせていただいているということになると思います。</p>
野木議長	<p>本会議の審議中ですが、間もなく時刻が午後5時になろうとしております。</p> <p>本日の本会議は、吉野町議会会議規則を第9条第2項の規定により議長が必要と認め、本会議の時間を変更し、午後5時以降も引き続き本会議審議を継続いたします。</p> <p>他に質疑はございませんか。</p>

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第 38 号について委員会の付託を省略することに決しました。

議第 38 号「吉野町過疎地域持続的発展計画を策定することについて」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

お諮りします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案を原案どおり可決することに決しました。

日程 18 同第 4 号「吉野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

松谷圭子氏について紹介をさせていただきます。

なお経歴につきましては、議案書に記載させていただいております。

松谷氏は現在、吉野町大字立野にお住まいでございます。

信州大学教育学部を卒業後、長野県下伊那郡泰阜村立北小学校教諭、下市町立

下市小学校非常勤講師として勤務され、平成19年4月からは、社会福祉法人吉野町社会福祉協議会評議員、令和3年4月からは、吉野町子ども・子育て会議委員を務められており、本町の社会福祉及び教育活動にご尽力されております。

これまで培われた豊富な経験と知識を活かし、委員として活躍いただけると確信しております。どうかご同意のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。

本件を同意することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案を同意することに決しました。

ただいま、教育委員に同意されました松谷圭子さんがお見えですので、ごあいさつをお願いいたします。

松 谷
教育委員

こんにちは。

(「 こんにちは 」 の声あり)

ご同意いただきました松谷圭子と申します。

よろしく申し上げます。

以上です。よろしいでしょうか。

野木議長

結構ですよ。

(「 拍 手 」)

ありがとうございました。

日程 19 同第 5 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

山本淑子氏のご紹介をさせていただきます。

なお経歴につきましては、議案書に記載させていただいております。

山本淑子氏は平成 16 年 1 月より 6 期 18 年にわたり人権擁護委員を務めていただき、町民の方一人一人の人権を擁護するために積極的な取り組みをいただいております。これまでの同氏の人権擁護委員としての活動に対し全国人権擁護委員連盟連合会長表彰を初め関係機関から表彰、感謝状が授与されており、その活動は極めて顕著であると感謝しているところでございます。

こうしたことから令和 4 年 1 月からも引き続きこれまでの知識と経験を活かし、人権擁護委員としてご活躍いただけると確信し、人権擁護委員候補者として推薦することにつき、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員

町長、今ご紹介わかりましてんけども、人権擁護委員っていうのは年に何回しておるのかというのが 1 点。

報酬はどのぐらい渡しておるのかっていうのが 2 点目。

簡単に教えてください。

野木議長

藤本町民税務課長。

藤本町民

はい。まず報酬ですが個々の報酬はございません。

税務課長	(「無報酬け」 の声あり) 報酬です。法務大臣が委嘱しておりますので。
	(「町長が委嘱したやんけ」 の声あり)
野木議長	ちやう、ちやう、ちやう。
	(「今、町長が委嘱してんぞ」 の声あり)
野木議長	推薦や。
	(「推薦か」 の声あり)
藤本町民	推薦です。
税務課長	それと……
	(「年に何回ぐらいしとんの」 の声あり)
	業務……
野木議長	活動やな。
藤本町民	活動ですか。
税務課長	(「会議とかやっとするやんか」 の声あり) 学校とか、企業に人権擁護の運動に年末等行ってますし、毎月 1 回相談会も開催しております。また上市駅等で啓発活動もしております。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	法務省からの報酬っていうのはないの。お答え願います。
野木議長	藤本課長。
	(「あんのか、ないのかだけで」 の声あり)
藤本町民	一応、無報酬ということで聞いておりますがはっきり 100%ないとはちょっと
税務課長	確認できておりません。

(「何にもないんかえ。大概あんのに」 の声あり)

野木議長 中井町長、中井町長。

(「大概あんのによ」 の声あり)

中井町長 はい。基本的に活動に伴ういろいろ費用はありますけれども報酬そのものは無報酬です。

上滝議員 なるほど、わかりました。

野木議長 他に質疑はございませんか。

(「質 疑 な し」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。

本件を適任とすることに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件を適任とすることに決しました。

日程 20 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

それぞれの委員長より、会議規則第 75 条の規定によって所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありますがこれに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程 21 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第 128 条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思いますが異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議はすべて議了いたしました。

お諮りします。

これをもって本定例会を閉会したいと思います。これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中井町長

閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

本定例会に上程いたしましたすべての議案、ご承認いただき誠にありがとうございます。

委員会におきましては、決算認定そしてまた一般会計の補正予算、コロナ交付金を活用した事業、様々な議員、皆さん方からご意見をいただきました。

特に決算認定におきましては、コロナ禍でできない事業の必要性、また来年度に向けての執行率の低い事業の見直し、そういった点を視野に入れながら令和 4 年度の予算執行にあたりたいと考えております。

そして、補正予算の追加議案も含めて、議員の皆さん方から補正予算の新規事業、委員会でも新たな提案も含めていただきました。予算執行にあたってその修正そしてまた反映できる部分はできる限り反映して参りたいと思っております。

特に今、コロナという形で本日の追加議案も、自然災害ではないという前提の中で被災地域、緊急事態宣言地域だけが被災地ではない。行動制限ができる中で、

どこにおいても、その危機的な状況はあるということで、国の支援策はもとより、町として独自でできるコロナ交付金を活用した事業もどんどん積極的にやって参りたいなと考えております。

そういったことにおきましても、議員の皆さん方のご意見そしてまた協力をぜひよろしくお願いしたいなというふうに思います。

議会閉会后、おそらく衆議院選挙がございます。そしてまた3回目のブースター接種という形も出てこようかなというふうに思っております。

この間も政府方針の中で、ワクチン接種3回目は確保したという形で言われております。まずは、医療従事者を優先的にそしてまた8ヶ月という目安がございますので、その時点で、どういった形で、その町民さんが安心できるワクチン接種体制を構築できるかしっかりと考えて参りたいと思います。

議員各位におかれましては、本当に有事の中でいろいろなご意見もいただき、そしてまた町当局もしっかりそれを議論した中で反映できるように進めて参りたいと思いますので、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げ閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

野木議長

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することができました。

ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

これをもちまして令和3年第3回吉野町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 5時 9分 閉会)